

# 第5次西原村総合計画

Nishihara Village Master Plan

## 後期基本計画

みんなに愛され、

みんなが憧れる

にしはらむら



平成31年3月  
熊本県 西原村



## はじめに

### ～「みんなに愛され、みんながあこが憧れる にしはらむら」をめざして～

本村では、平成26年度(2014年度)に「第5次西原村総合計画」をスタートし、「みんなに愛され、みんながあこが憧れる にしはらむら」の実現に向け、住民の皆さまと協働のもと、積極的な各種施策・事業を展開してきました。

しかし、平成28年(2016年)4月14日・16日、熊本地震が発生し、本村を取りまく状況は大きく変わりました。

震災以降、むらづくりの指針として策定した、「第5次西原村総合計画前期基本計画」と、震災からの復興に向けた取り組みの指針として策定した、「西原村復興計画」に基づき、復旧・復興を最優先にむらづくりを進めてまいりました。

今後のむらづくりにおいて、震災からの復興とともに、人口減少と少子高齢化が進行するなか、価値観や生活スタイルの一層の多様化、福祉分野を中心としたさまざまな法改正等大きな変化に対応していくことが重要な課題です。

このような中、「西原村に住んでよかった」と、住民の皆さまが誇りと夢を抱けるむらづくりを進めていくために、特に重要なものとなる今後5年間の「後期基本計画」を策定しました。

今後とも「みんなが安心して暮らせるむら」「みんなに選ばれ、訪れるむら」「みんなで作るむら」の3つの将来像の実現に向けさまざまな取り組みを進めて参ります。

最後に、後期基本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました総合計画策定検討委員会の皆さまをはじめ、意識調査などで貴重なご意見、ご提言をいただきました住民の皆さまに心より感謝申し上げますとともに、今後とも本村のむらづくりへの積極的な参画をお願い申し上げます。



平成31年(2019年)3月

西原村長 日置 和彦





# 目次

## 第1部 序論

第1章	はじめに	2
第2章	西原村の特性	5
第3章	時代の潮流	12
第4章	後期基本計画の主要課題	14

## 第2部 後期基本計画

第1編	産業の振興	25
第1章	農林業	26
第2章	地域企業・企業誘致	30
第3章	商業	32
第4章	観光・イベント	33
第2編	都市基盤の整備	37
第1章	土地利用	38
第2章	道路	40
第3章	交通ネットワーク	41
第3編	生活環境の整備	43
第1章	住宅・住環境	44
第2章	上水道・下水処理	46
第3章	環境・衛生	48
第4章	安全・安心	50
第4編	健康・福祉の向上	53
第1章	保健・地域医療	54
第2章	地域福祉	57
第3章	高齢者福祉	59
第4章	子育て支援	61
第5章	障がい福祉	63
第6章	社会保障	65
第5編	教育・文化の向上	67
第1章	学校教育	68
第2章	生涯学習	72
第3章	青少年育成	74
第4章	文化・芸術	76
第5章	スポーツ	78
第6章	人権・同和	80
第6編	協働・施策の推進	83
第1章	住民との協働	84
第2章	男女共同参画社会	87
第3章	高度情報化	89
第4章	行財政運営	90
第5章	広域連携	93

## 第3部 資料編

第1編	基本構想	97
-----	------	----



## 第 1 部

---

# 序 論





# 第1章 :: はじめに

## 1

### 総合計画の概要

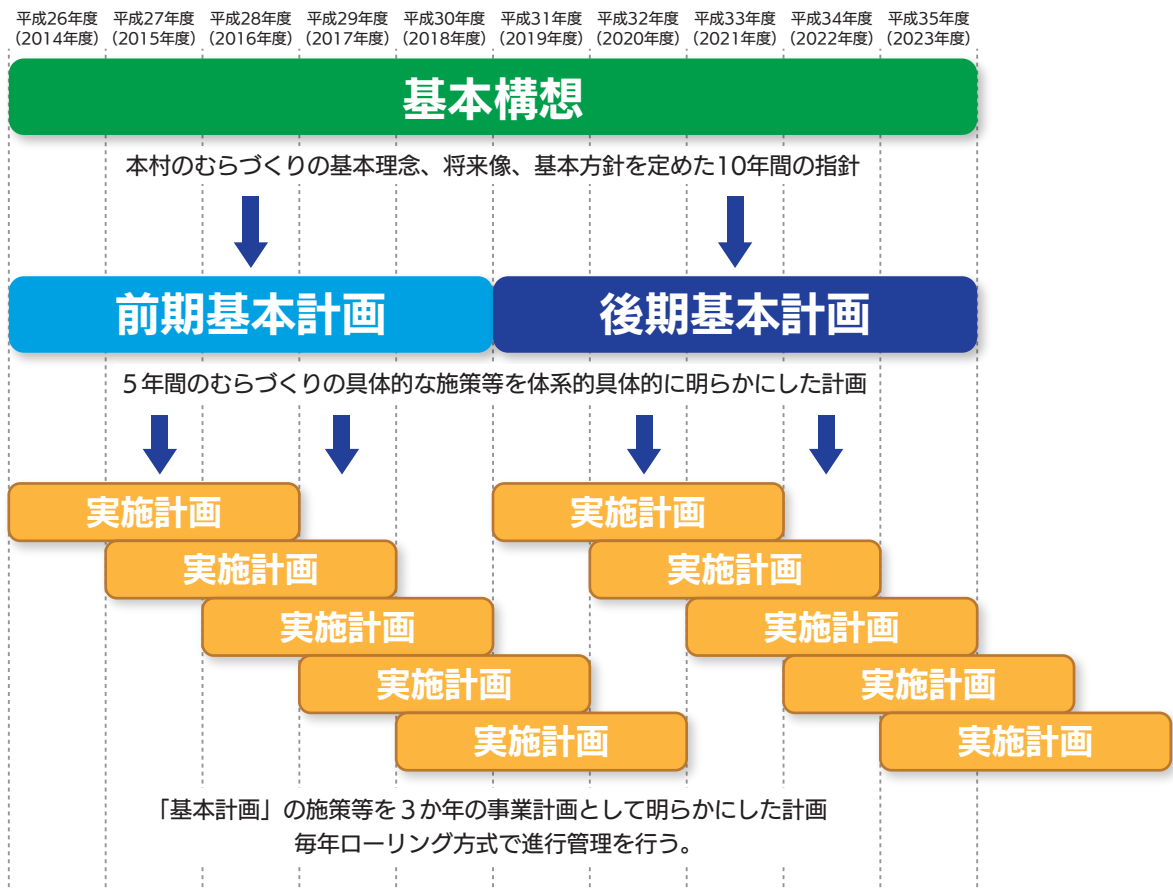
本村では、平成26年3月に、村政においてもっとも上位に位置づけられる総合的な計画として、「第5次西原村総合計画（2014年度－2023年度）」を策定しました。

本総合計画の基本構想において「みんなに愛され、みんなが憧れる にしはらむら」を基本理念として掲げ、「みんなが安心して暮らせるむら」「みんなに選ばれ、訪れるむら」「みんなでつくるむら」の3つの将来像を実現するために、平成26年度から5か年を計画期間とする前期基本計画を策定し、様々な施策を展開してきました。

この前期の基本計画が平成30年度をもって終了することから、前期基本計画策定時からの時代の変化や各施策の進捗状況を踏まえ、基本構想で掲げた将来像の実現を目指し、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間の本村における具体的な施策を体系的に組み立てた後期基本計画を策定します。

本計画に基づき、基本構想に掲げた将来像の実現に向け、長期的な展望を持って計画的に行政運営を進めることによって、やすらぎと活力を実感できる地域社会の構築を目指します。

#### ■計画の構成と期間■





## 2

## 第5次西原村総合計画後期基本計画の位置づけ

後期基本計画の策定にあたっては、平成27年度（2015年度）～平成31年度（2019年度）を計画期間とする「まち・ひと・しごと創生西原村総合戦略」と平成29年度（2017年度）～平成34年度（2022年度）を計画期間とする「西原村復興計画」と計画期間が一部重なることから、これら2計画の施策・事業と整合性を図った計画づくりを行いました。

## ■各計画関連図■



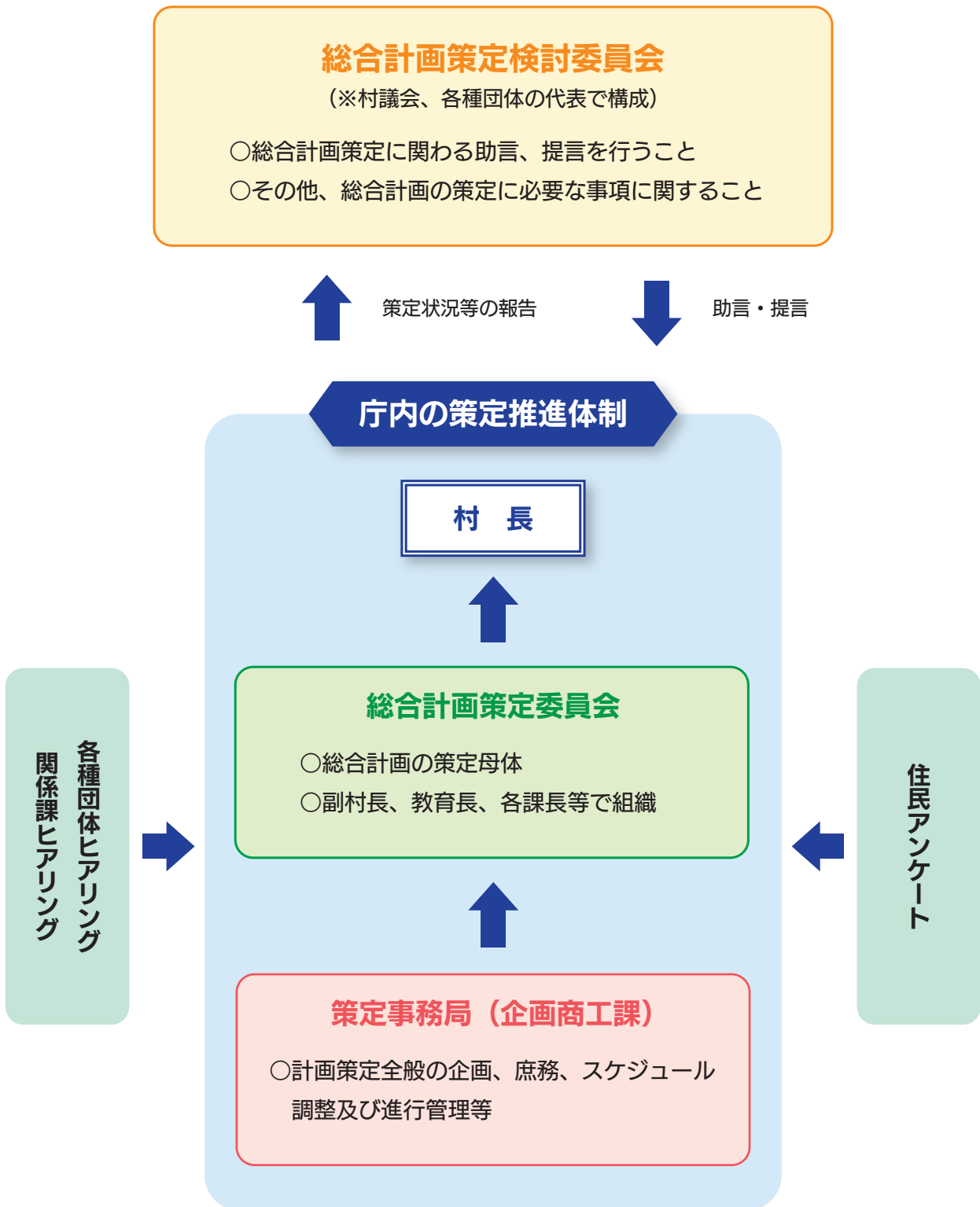


# 3

## 第5次西原村総合計画後期基本計画策定組織図

後期基本計画の策定は、以下の組織体制の下で行いました。

### ■『西原村第5次総合計画・後期基本計画』策定に係る組織図■





## 第2章 :: 西原村の特性

### 1

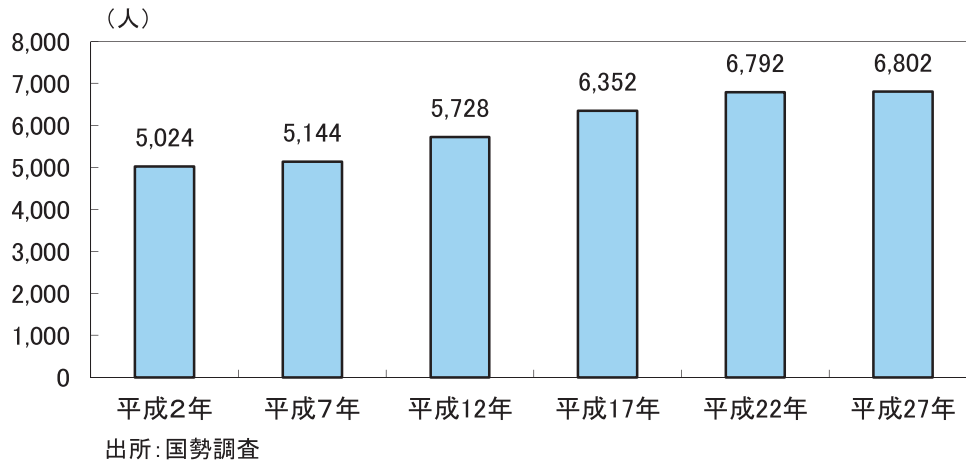
#### 人口構造

##### (1) 人口と世帯の推移

本村の人口は年々増加傾向にあり、平成2年国勢調査時点の5,024人から平成27年国勢調査時点の6,802人までの25年間では1,778人の増加となっています。

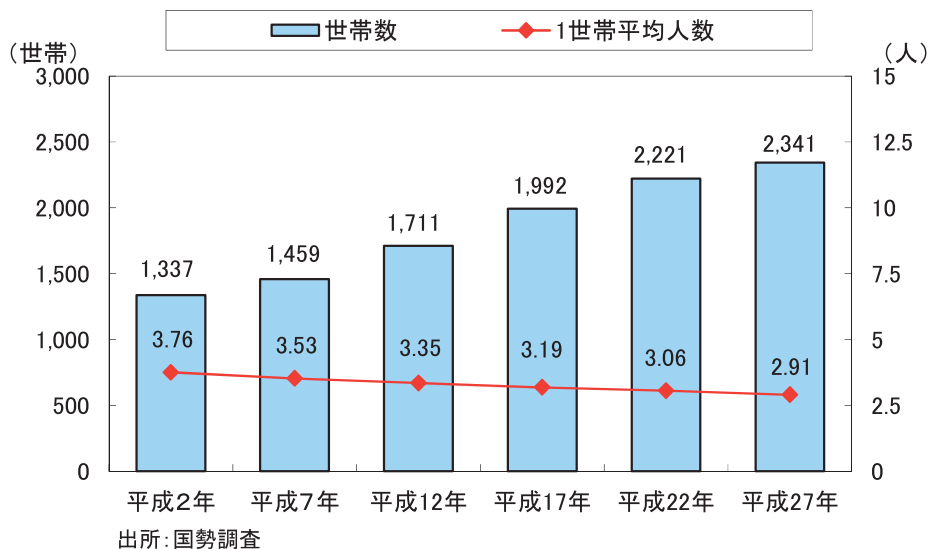
ただ、平成22年からの5年間はわずか10人の増加とほぼ横ばいとなっています。

■人口の推移■



人口同様、世帯数も一貫して増加傾向にあり、平成27年の国勢調査世帯数は2,341世帯です。世帯規模はやや縮小傾向にあり、平成22年の1世帯あたり平均人数は2.91人と3人を切っています。

■世帯数・世帯規模の推移■

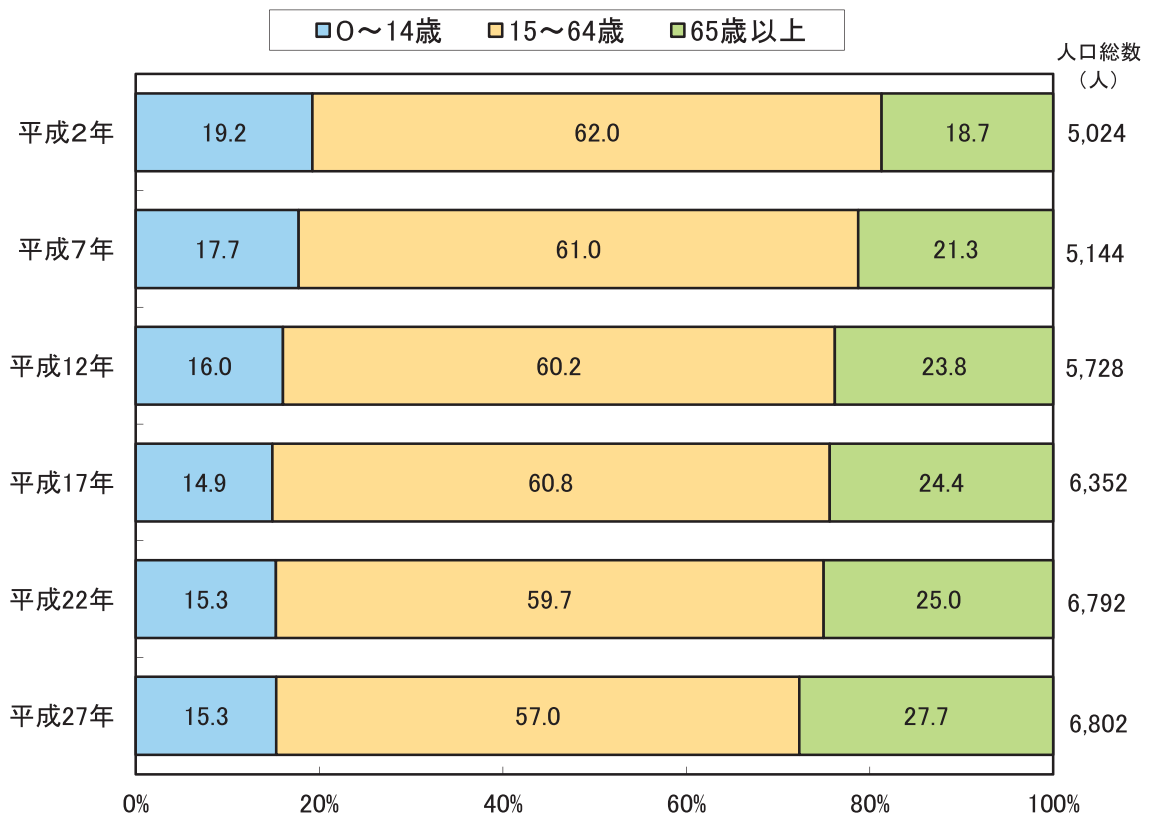


## (2) 人口構成比の推移

総人口は増加傾向にあるものの、高齢者比率（65歳以上人口が総人口に占める割合）も年々上昇しており、平成27年時点で27.7%となっています。

全国的には少子化が進行しているものの、年少人口比率（15歳未満人口が総人口に占める割合）は平成12年頃から横ばいで推移しており、近年は少子化傾向に歯止めがかかった状態となっています。

■年齢別人口構成比の推移■

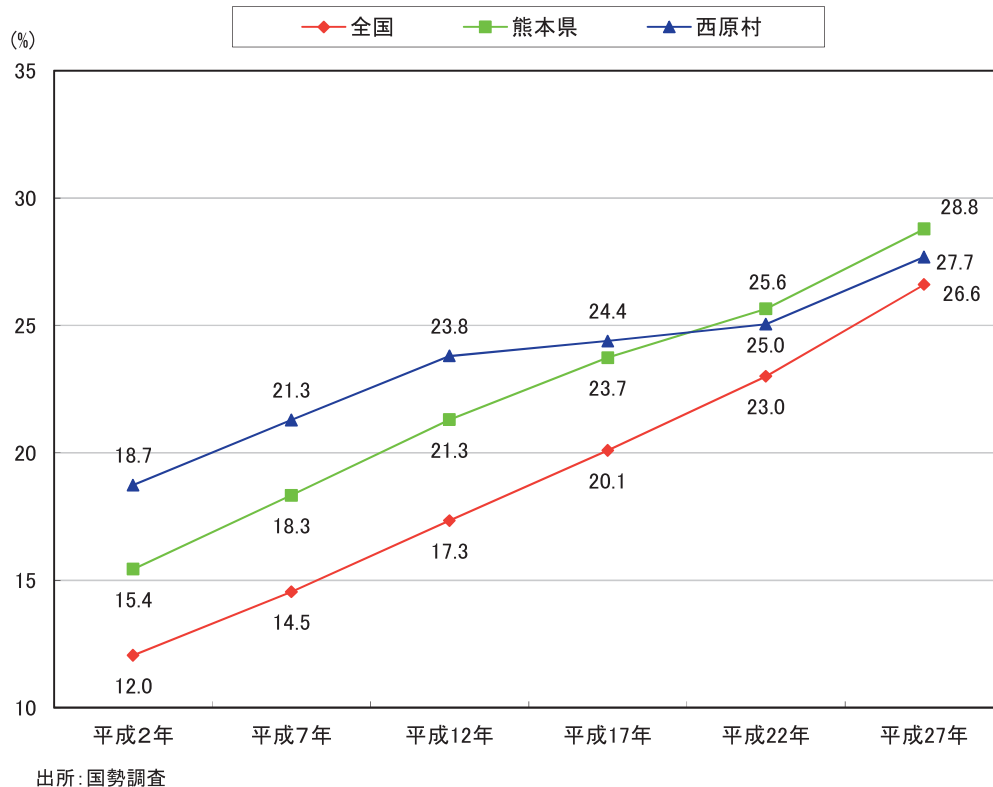


出所：国勢調査 ※構成比は年齢不詳人口を除く人口に対する構成比。



高齢者比率（65歳以上人口が総人口に占める割合）を全国、熊本県、本村で比較してみると、全国と熊本県はほぼ同じ割合で上昇傾向にあり、本村は全国、熊本県を上回る水準で高齢化が進行してきましたが、平成12年から平成22年は横ばいで推移したあと、平成27年では再び上昇しており、平成27年の高齢化率は27.7%と熊本県を下回っています。

### ■高齢者比率の推移（全国・熊本県・西原村）■



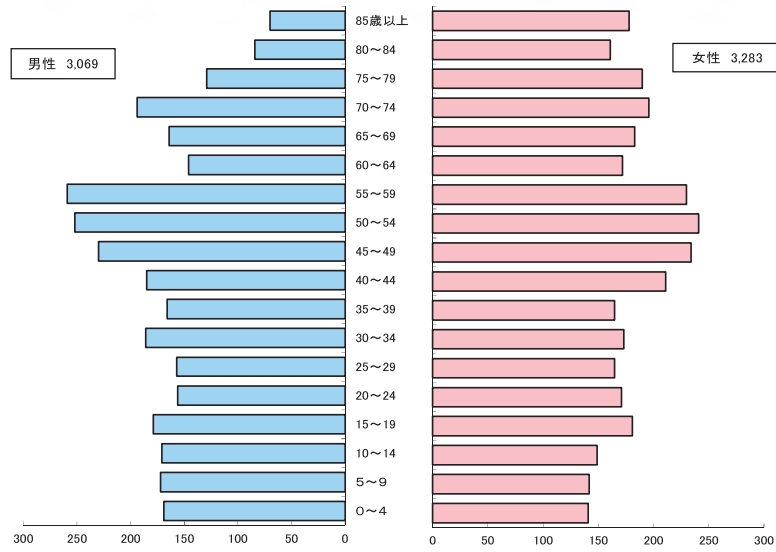
性・年代別にみた人口ピラミッドの変化をみると、団塊の世代が膨らみの中心であり、平成17年では50代後半、平成22年では60代前半、平成27年では60代後半が膨らみの中心として推移しています。

併せて、その子ども世代である団塊2世の世代が、ここ10年間で30代前半から40代前半の膨らみの中心となっています。

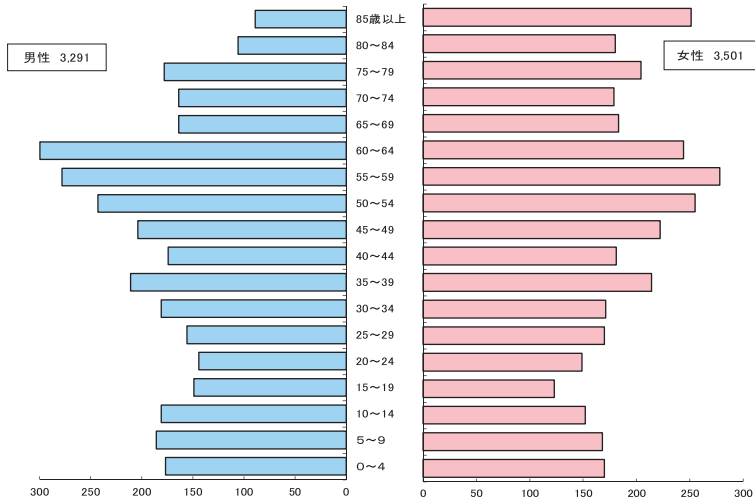
その他、平成22年から平成27年では15～19歳人口が減少しており、高校卒業後、村を離れる若者が多いことが推察されます。平成27年では20代前半も減少しており、若者の村離れが一層強くなっています。14歳以下の年少人口は増加傾向にあります。

性別でみると、男女比は平成17年の1.07から平成27年では1.06と推移し、人数的には男女格差が縮小してきています。平成27年時点では女性人口が男性人口よりも184人多く、特に85歳以上の高齢女性が大幅に増加している状況がみられます。

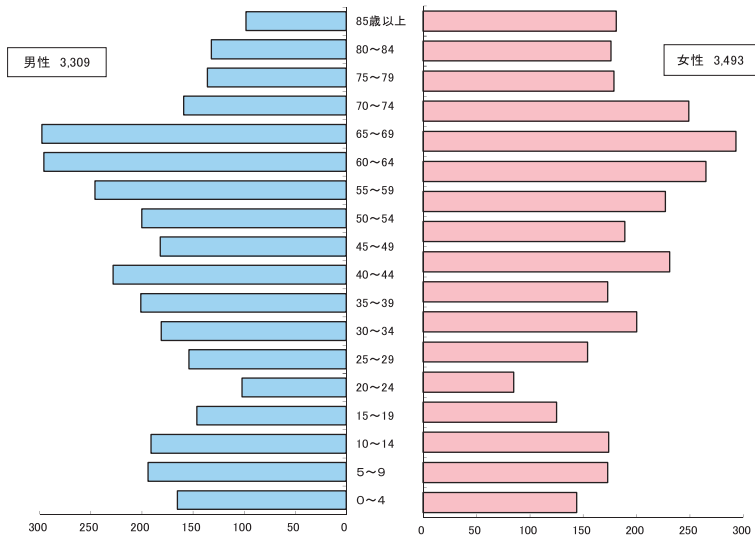
■国勢調査による5歳区分年齢・性別人口構成（平成17年）■



■国勢調査による5歳区分年齢・性別人口構成（平成22年）■



■国勢調査による5歳区分年齢・性別人口構成（平成27年）■





### (3) 人口動態

住民基本台帳人口による人口動態をみると、平成26年度以降は、自然動態、社会動態とも、マイナスで推移しており、特に熊本地震の影響から転出が目立って多く、純増減数として平成28年度、29年度は3桁の減少となっています。

#### ■自然増減・社会増減■

(人)

年度	自然動態			社会動態			純増減数	自然増加率 (%)	社会増加率 (%)
	出生	死亡	増減数	転入	転出	増減数			
平成20年度	73	57	16	336	271	65	81	0.24	0.93
平成21年度	71	59	12	383	295	88	100	0.18	1.29
平成22年度	63	80	-17	311	279	32	15	-0.24	0.48
平成23年度	59	67	-8	317	275	42	34	-0.11	0.70
平成24年度	63	83	-20	311	256	55	35	-0.29	0.81
平成25年度	56	72	-16	317	309	8	-8	-0.23	0.20
平成26年度	52	87	-35	329	261	68	33	-0.50	1.02
平成27年度	60	77	-17	299	343	-44	-61	-0.24	-0.54
平成28年度	55	100	-45	260	444	-184	-229	-0.64	-2.47
平成29年度	44	75	-31	204	288	-84	-115	-0.45	-1.20
平均	60	76	-16	307	302	5	-12	-0.23	0.12

出所：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

※平成24年度以前（4月1日から翌年3月31日まで）

※平成25年度以降（1月1日から同年12月31日まで）

自然増加率：自然増加数（出生者数－死亡者数）÷前年度末日の人口×100

社会増加率：社会増加数（（転入+その他記載数）－（転出+その他削除数））÷前年度末日の人口×100

## 2

### 産業構造

#### (1) 就業人口の推移

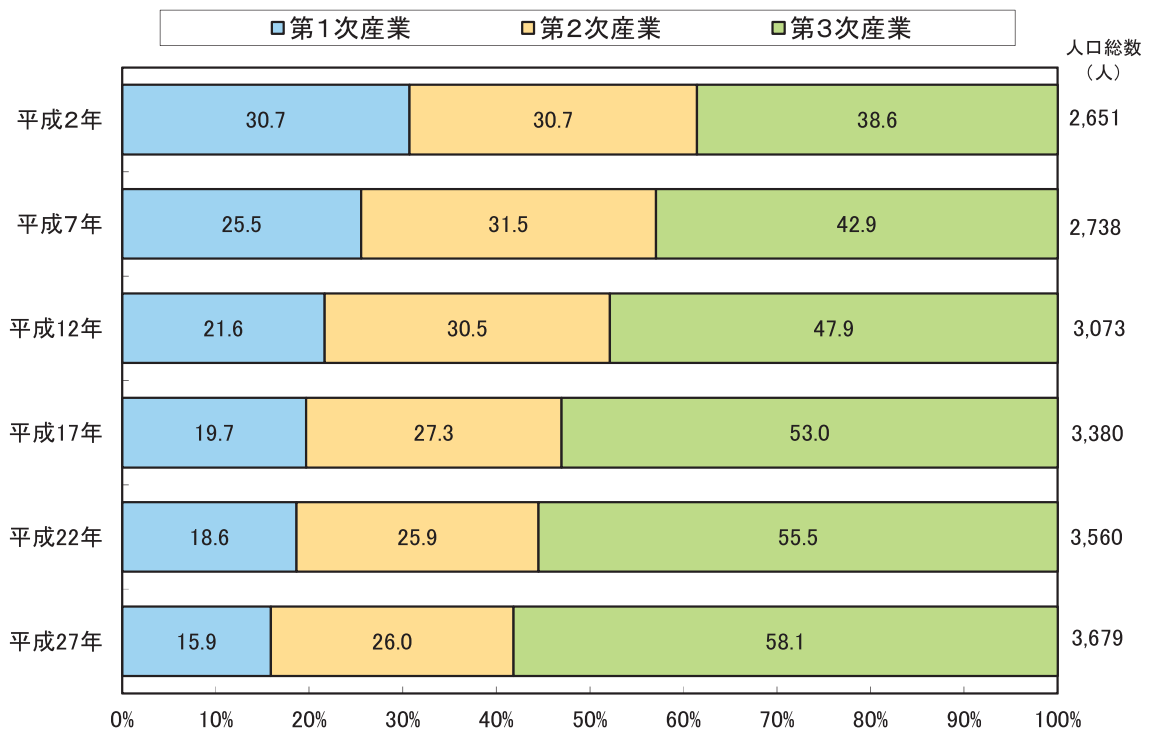
本村の平成27年の就業人口は3,679人で、増加傾向にあります。

産業別就業者の構成比の推移をみると、平成2年の第1次産業就業者比率は30.7%と高いウェイトを占めていましたが、平成27年は15.9%にまで減少しています。

一方、第3次産業就業比率は年々上昇し、平成27年の3次比は58.1%と6割弱を占めています。

平成になって、第2次産業就業者比率は3割を超えていましたが、平成17年以降低下傾向にあり、平成27年の第2次産業別就業者比率は26.0%となっています。

■産業別就業者構成比の推移■



出所：国勢調査 ※構成比は年齢不詳人口を除く人口に対する構成比。



## (2) 民営事業所従業者数

平成26年の経済センサ基礎調査による民営事業所従業者数をみると、「製造業」(39.4%)が突出して多く、次が「卸売・小売業」(14.4%)となっています。以下、「生活関連サービス」(8.7%)、「宿泊業・飲食サービス」(7.0%)、「サービス業」(6.1%)等サービス業が続いています。

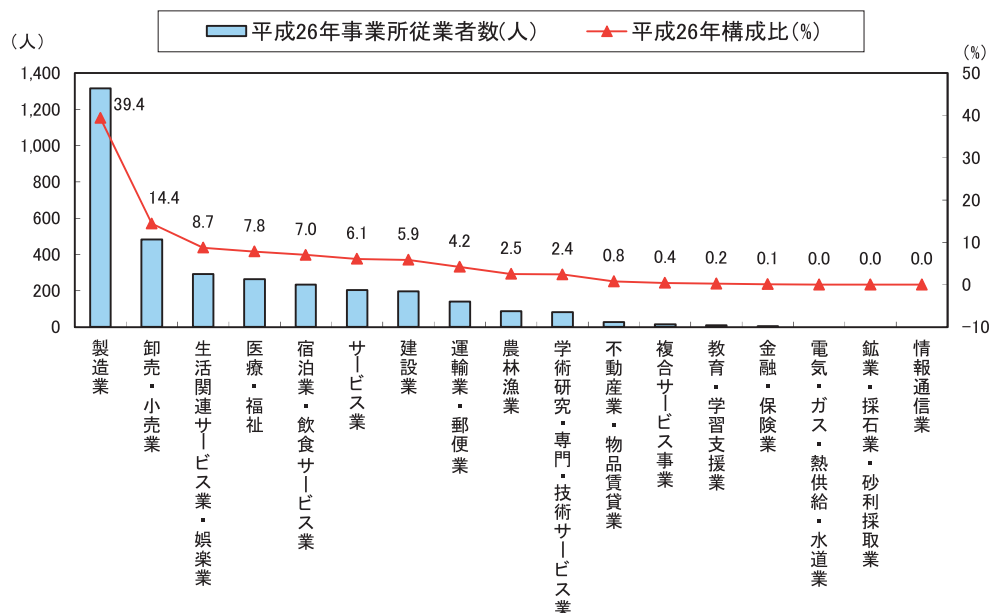
平成21年と比較すると、事業所従業者数は約300人減少しているものの、構成比としては「製造業」への特化が目立っています。

■産業別従業者数 (民営事業所)■

	平成21年 事業所従業者数(人)	平成21年 構成比 (%)		平成26年 事業所従業者数(人)	平成26年 構成比 (%)
合計	3,650	100.0	合計	3,340	100.0
製造業	1,347	36.9	製造業	1,315	39.4
卸売・小売業	584	16.0	卸売・小売業	482	14.4
生活関連サービス業・娯楽業	294	8.1	生活関連サービス業・娯楽業	291	8.7
宿泊業・飲食サービス業	288	7.9	宿泊業・飲食サービス業	234	7.0
サービス業	286	7.8	サービス業	204	6.1
医療・福祉	261	7.2	医療・福祉	262	7.8
建設業	236	6.5	建設業	196	5.9
農林漁業	145	4.0	農林漁業	85	2.5
運輸業・郵便業	136	3.7	運輸業・郵便業	140	4.2
学術研究・専門・技術サービス業	96	2.6	学術研究・専門・技術サービス業	80	2.4
教育・学習支援業	77	2.1	教育・学習支援業	8	0.2
不動産業・物品賃貸業	39	1.1	不動産業・物品賃貸業	26	0.8
複合サービス事業	32	0.9	複合サービス事業	13	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0
金融・保険業	2	0.1	金融・保険業	4	0.1
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.0	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.0
情報通信業	0	0.0	情報通信業	0	0.0

出所：平成21年、平成26年経済センサ基礎調査

■産業別従業者数・構成比 (民営事業所)■



出所：平成26年経済センサ基礎調査

※複合サービス事業：「郵便局」「郵便局受託業」「農林水産業協同組合」「事業協同組合」

## 第3章 :: 時代の潮流

前期基本計画の期間（平成26年度～30年度）中、わが国を取り巻く社会経済状況は大きく変化してきました。国内外で大きく変化する社会経済状況を踏まえて、第5次総合計画に係る本村を取り巻く社会情勢と本村の状況を整理すると以下のとおりです。

### 1

#### 人口減少と少子高齢化の進行

国においては、平成26年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」を創設し、同年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、同年12月には地方創生に向けて「長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

これを受け、本村においても、平成27年10月に「まち・ひと・しごと創生 西原村人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生西原村総合戦略」を策定しました。

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を活用した推計値によると、平成72年(2060年)には、このまま何も策を講じないと、本村の総人口は、6,395人（平成27年国勢調査では6,802人）まで減少が進み、年齢別人口構成では、年少人口比率（15歳未満人口が総人口に占める割合）は13.1%（平成27年国勢調査では15.3%）、高齢者人口比率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は35.2%（平成27年国勢調査では27.7%）と人口減少と少子高齢化が進行すると予想されます。

そこで、「まち・ひと・しごと創生 西原村人口ビジョン」では、現状の年齢別人口構成を維持し、平成72年（2060年）における将来目標人口を7,364人と決めました。

この目標達成のためには、「まち・ひと・しごと創生西原村総合戦略」の基本目標の視点を引き継ぎながら、さらに諸施策を発展させていく必要があります。

### 2

#### 安全・安心なむらづくりへのさらなる要請

安全で安心できる生活の確保に向けて、平成28年熊本地震の教訓等も参考にしながら、強固な危機管理体制を構築するとともに、自分自身・家族で災害に備える（自助）、災害の被害を減らすための地域コミュニティにおける相互の助け合い（共助）の意識を広く醸成していくことが求められています。

特に、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の意識は、災害時だけでなく、日頃の見守り活動など、犯罪を防止する上でも大変重要です。

本村の防災対策は、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本としています。行政・自主防災組織等



の関係機関が一体となり、防災体制や防災機能の強化はもとより、自主防災意識の高揚、地域での支え合いによる要配慮者への支援等、村民とともに災害に強いむらづくりを進めていく必要があります。

また、住宅等の耐震化の促進をはじめ、都市基盤の強靱化と持続、消防用施設・資機材の整備・更新、消防団員の確保等、災害に対処する能力の増強を図ることが必要です。

### 3 価値観や生活スタイルの一層の多様化

本村においては、昨今、ますます多様化する生活スタイルに対応した生涯学習や余暇活動に対するニーズが高まっており、村民が生涯を通じて主体的に学ぶことができる場づくりを進めるため、学習機会の提供や情報提供の体制づくりに取り組むとともに、健康づくりの取り組みとの連携を通してスポーツ・文化活動を通じた村民の健康寿命の延伸を図っています。また、健康寿命の伸びによって、増加が予想される元気高齢者が、福祉分野や教育分野等で活躍できる環境づくりを進め、高齢者の生きがいづくりの一層の拡充が求められます。

さらに、個人の価値観やライフスタイルの多様化にともない、都会から地方に移住しようとする動きも見え始めており、人口減少対策の面からも、「まち・ひと・しごと創生西原村総合戦略」の基本目標の視点を引き継ぎながら、移住希望者に対しての情報発信や受け入れ体制の整備を一層進める必要があります。

### 4 福祉分野を中心とした法改正の動向

前期基本計画期間中、特に福祉分野において、めまぐるしく法改正が行われました。高齢者福祉分野では、介護保険法の一部改正が行われ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「介護保険制度の持続可能性の確保」がうたわれました。

障がい者福祉分野では、平成28年度以降、「障害者差別解消法」の施行をはじめ、「発達障害者支援法」の改正、「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正等が行われました。

さらに、福祉分野の最上位計画に位置づけられた地域福祉計画においては、改正社会福祉法により、包括的な支援体制の整備に関する事項、すなわち、我が事・丸ごとの地域共生社会の実現が盛り込まれました。

このように福祉分野においては、これら個別計画が先行しているものの、後期基本計画においては、これらの最上位計画として、個別計画で示された基本的方向を包含する計画としていく必要があります。

## 第4章 :: 後期基本計画の主要課題

### 1

#### 住民アンケート調査結果からみた主要課題

住民アンケート調査結果からみた、今後のむらづくりにあたっての主要課題を以下のように整理しました。

住民アンケート調査結果では、前期計画時と同様に9割近くの住民が村への愛着もあり、これからも住み続けたいと考えているものの、暮らしやすさについては、前期計画時に比べ満足率が減少し不満率が増加しています。

村への愛着度や定住意向、さらには暮らしやすさを高めるためには、生活環境面での「道路の整備・バス路線等の充実」「交通安全・防犯対策」「水道の整備」「消防、防災対策」「生活排水の処理対策」「河川の整備」、教育・福祉面での「救急・高度医療の充実」「診療所・病院等医療の充実」「小中学校（義務教育の充実）」等の項目が、今後重点的に取り組むべき項目、維持が望まれる項目として挙げられており、それらへの対応が求められています。

#### ■住民のむらづくりへの評価の背景■

区 分	項 目
村への愛着度	・愛着を感じる 89.2%
定住意向	・住み続けたい 88.2%
暮らしやすさ	・満足58.4% 不満15.9%
住み続けたくない理由（第1位）	・日常の買物等の不便さ（57.4%）
今後もっとも重要な項目 （「重視度」は高いものの「満足度」が低い）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急・高度医療の充実</li> <li>・診療所・病院等医療の充実</li> <li>・道路の整備</li> <li>・バス路線等の充実</li> <li>・交通安全・防犯対策</li> </ul>
維持が望まれる項目 （「重視度」「満足度」ともに高い）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道の整備</li> <li>・消防、防災対策</li> <li>・生活排水の処理対策</li> <li>・小中学校（義務教育の充実）</li> <li>・河川の整備</li> </ul>

## ■分野別第1位の重点項目■

分野		第1位重点項目
産業振興	農畜産業	農畜産業後継者の育成（44.6%）
	商業	大規模な店舗（スーパー等）の誘致（49.2%）
	工業	企業誘致の推進（54.3%）
	観光・レクリエーション	広域的な連携による観光ルートの設定とわかりやすい観光案内板や標識等の整備（36.5%）
環境	自然環境	水資源の浄化と保全推進（39.5%）
	生活環境	公共交通機関の充実（56.8%）
地域安全 対策	地域防災	危機管理及び自然災害対策の強化（49.7%）
	交通安全・防犯	地域の防犯組織の育成・強化（65.4%）
教育・文化・ スポーツ	子どもの健全育成	いじめ、不登校をなくす教育環境整備（43.2%）
	活動の活発化	各種スポーツ施設の整備（32.8%）
交流	国際交流	協働による国際交流体制づくり（49.0%）
	地域間交流	特産物等を活かした国内地域との交流（73.2%）
男女共同参画		育児・介護休業制度の一層の普及（32.3%）
保健・医療・ 福祉	保健・医療対策	救急医療体制の整備（43.6%）
	高齢者福祉対策	介護保険及びその他の福祉サービスの充実（48.3%）
	障がい者福祉対策	ボランティアの育成やネットワークの充実（42.3%）
	子育て支援対策	安全で安心な子どもの遊び環境づくり（29.8%）
人権		人権教育の推進（39.7%）
住民参画		住民の意見を聞く機会や場の創出（44.8%）

## 2

## 前期基本計画・総合戦略の評価からみた主要課題

第5次西原村総合計画基本計画及び総合戦略における施策・事業の進捗状況等に対する評価からみえてくるむらづくりの主要課題は以下のとおりです。

## (1) 前期基本計画の評価

## ①産業振興分野

## ■農畜産業

- 担い手への農地集積
- 熊本地震により水田への水の供給ができない中での稲発酵粗飼料の確保
- 稲発酵粗飼料栽培については専用品種苗への転換が迫られているが、専用品種の種が不足しているため段階的な転換への誘導



- 熊本地震による用水不足にともなう出荷者の負担軽減と、選別の徹底による単価向上のための里芋の選果機更新の検討

#### ■林業

- 林業従事者の育成
- 公共施設への県産材の利用

#### ■地域企業・企業誘致

- 地域企業への育成・支援
- 地域企業の育成や企業誘致による雇用機会の増大と若年層の定住化

#### ■商業

- 商業振興に関する助成や融資等の制度化
- 人材の発掘や育成
- 農林畜産業や観光サービス業に関わる関係機関と協議する体制組織の構築

#### ■観光・イベント

- 村ホームページのリニューアル時における、観光情報等の記載内容の再検討
- 住民、民間企業、行政の協力体制による観光資源のネットワーク化や地域周遊ルートの開発等のあり方の検討
- 地産地消、スローフード、グリーンツーリズム等、観光客が満足するサービスを提供できる魅力ある観光地づくりの検討

### ②都市基盤分野

#### ■土地利用

- 美しい農村景観に関する届出への的確で迅速な対応
- 西原村農業振興地域整備計画の見直し及び西原準都市計画区域指定による計画的な土地利用の推進
- 熊本地震により停止した地籍調査における補正不能箇所への再調査の実施

#### ■道路

- 県道山西大津線の改良計画と併せた歩道の設置促進
- 道路パトロールによる危険箇所の調査の実施

#### ■交通ネットワーク

- 福祉タクシー利用者への制度周知の広報啓発

### ③生活環境分野

#### ■住宅・住環境

- 計画的な宅地供給の促進
- 熊本地震後に整備した災害公営住宅の維持管理の充実
- 既存公営住宅と災害公営住宅の居住性の向上

#### ■上水道・下水処理

- 漏水調査等を用いた熊本地震からの本復旧作業の実施
- 地震等に対する各地区の水道組合の被災対策の推進
- 単独処理浄化槽から合併浄化槽への早期転換の推進

#### ■環境・衛生

- 熊本地震により崩壊した山林の県営治山事業による復旧促進
- ごみカレンダーやホームページ等での啓発によるリサイクル率向上の促進
- 太陽光、風力、小水力発電等の新エネルギーの導入に関する検討

#### ■安全・安心

- 熊本地震により被災した消防詰所等の復旧促進
- 熊本地震により使用不可能となった水利の復旧促進
- 女性消防団員の確保
- 災害時における避難場所の見直し
- 地域防災計画の見直し

### ④健康・福祉分野

#### ■保健・地域医療

- 生活習慣病の重症化に起因する医療費の高騰対策の推進
- 熊本地震の影響による特定健診・各種検診の受診率の向上
- 健診結果のフォローに際する効果的な工夫の検討
- 救急体制のひとつであるD-MATのスムーズな派遣の推進

#### ■地域福祉

- 災害時に機能する組織体制づくりの推進
- 地域福祉活動の後継者の育成、子どもや障がい者も含めた活動の場の開催支援
- 熊本地震からの復旧、復興工事におけるユニバーサルデザインの推進

#### ■高齢者福祉

- 在宅医療・介護連携や介護予防・日常生活支援総合事業等の推進

- 地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえた運営の改善
- 就労意欲のある高齢者の活動が高齢者の生活支援を担うことができる仕組みづくりの検討

#### ■子育て支援

- 保育士を取り巻く環境改善の促進
- 支援が必要な子どもの増加に対する必要なサービスの検討
- 放課後健全育成事業（学童クラブ）の指導員の育成、確保

#### ■障がい者福祉

- 障がい者への適切なサービスの提供を行うための関係機関との連携強化

#### ■社会保障

- 健康に関する啓発による健康意識の向上
- 村広報誌やポスター掲示による年金制度の周知

### ⑤教育・文化分野

#### ■学校教育

- 特色ある教育内容の取り組みに向けての人材確保
- 校舎のガラス等の耐震・防断熱機能強化
- 指定避難所である山西小学校及び西原中学校の屋外トイレの改修促進

#### ■生涯学習

- 生涯学習拠点の指定管理者等の検討
- 生涯学習講座の効果的な運営促進

#### ■青少年育成

- 公民館及び分館活動の地域間格差解消
- 住民による一日一汗運動や地域内での見守り等のボランティア活動の継続実施

#### ■文化・芸術

- 村指定文化財の登録と熊本地震の被災文化財被害の復旧促進
- 埋蔵文化財の展示物紹介
- 希少植物パトロール等の巡回活動の再開

#### ■スポーツ

- 村内の各種スポーツ団体に対するサポートの継続



- スポーツによる地域コミュニティづくりの推進

#### ■ 人権・同和

- 子どもたちの人権意識の高揚を目指した教育の推進
- 学校における道徳の授業を中心とした相手を思いやる心を育む教育の推進
- 同和問題を中心とした住民の人権意識の高揚

### ⑥ 協働・施策の推進分野

#### ■ 住民との協働

- 地域づくり活動の普及や啓発のためのシンポジウム・フォーラム等の開催
- むらづくりや地域おこし団体及びリーダーの育成
- パブリックコメントの全庁的な合意形成を図りながらの取り組み促進
- 各種計画策定時の委員選出規定等、住民参加システムの手法についての全庁的な合意形成の整備

#### ■ 男女共同参画社会

- 住民への周知及び広報による男女共同参画の意識の向上

#### ■ 高度情報化

- 光通信網を活用した行政情報サービスの提供の検討
- ホームページにおける移住・定住に関する情報サイトや情報内容の充実

#### ■ 行財政運営

- 熊本地震にともなう事務量の増加に対する対策の検討
- 経費削減効果の高いサービスの実施のための各事業の点検や評価の促進
- 総合窓口化やワンストップサービス等窓口サービスの向上
- 行政評価を行うシステムの導入促進
- 歳入の安定化

#### ■ 広域連携

- し尿処理については、熊本地震からの蘇水館の早期復旧工事の実施
- 現有施設の対応年数期限に向け新たな処理方法の検討と処理態勢の構築

## (2) 総合戦略の評価

### ①産業の活性化を図り、人が住むための基本となる働く場づくり

#### ■産業の育成支援

- 西原村企業連絡協議会の具体的な活動の推進
- 既設工場の増設や規模拡大に対する支援
- 創業希望者の支援策としての「認定創業支援事業計画」の策定

#### ■地域産業の育成・支援

- 経営、技術研修支援、量販店等での販売促進の支援
- 甘藷の品種転換にともなう販売強化のための販売促進の充実
- 農地中間管理機構を活用し、担い手への農地の集積を行うとともに、農地利用調査の結果に基づく遊休農地の解消に向けた指導
- 新規就農者の確保とともに、県と連携した新規就農者の定着促進
- 甘藷、里芋をはじめとする農産加工品開発の支援

### ②みんなに選ばれ、訪れるむら・・新しい人の流れづくり

#### ■情報発信や地域資源を活用した、交流人口の拡大

- 移住・定住に関する情報サイトの充実
- ホームページ以外の情報発信手段への取り組み
- イベント等の実施促進
- 移住・定住及び交流促進のための整備について、制度の見直しを図り、地域づくりにつながる事業に取り組んでもらうよう指導助言

#### ■移住・定住促進のための受け入れ環境づくり

- 移住・定住情報の発信
- 移住・定住検討者の相談対応と支援
- 空き家の把握

### ③若い世代の結婚・出産・子育てを支援

#### ■妊娠・出産・子育てまでの一貫した支援

- 保育士の確保
- 各小学校や保健師、各種機関との連携強化
- 学童クラブの利用希望者の受け入れ体制の強化
- 健やかな妊娠・出産・子育てまでの健康管理とフォローを要するケースに対する保育園・子育てひろば・医療機関等の連携強化
- 子育て支援拠点施設における子育て家庭の孤立防止と支援の拡充

**■教育プラン「生涯元気にしはらづくり」**

- 家庭教育についての保護者への教育情報の周知
- 学校における学習意欲の向上と「生きる力」の醸成に向けた教育の推進
- 教育活動の情報提供と保育園、小学校、中学校が連携した連続性を高める教育の推進
- 各学校のコミュニティスクールの推進

**④『みんなが安心して暮らせるむら』・時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携****■住み続けるための環境づくり**

- 熊本地震により中断した公園整備の促進
- 高齢者及び障がい者(児)のタクシー利用者への助成制度周知の広報啓発

**■地域コミュニティづくり**

- 各地区の区長に対する予定事業の案内と各種依頼の実施

**■地域防災体制の充実強化**

- 発災対応型防災訓練の実施

**■教育プラン「生涯元気にしはらづくり」**

- 生涯学習講座受講生の主体性を養う施策の実施
- 各種スポーツイベントの開催方法の検討と参加者数の増加対策の推進

**■広域都市連携による特色あるむらづくり**

- 熊本連携中枢拠点都市圏の連携事業として、広域連携の効果をえられる内容の精査の実施





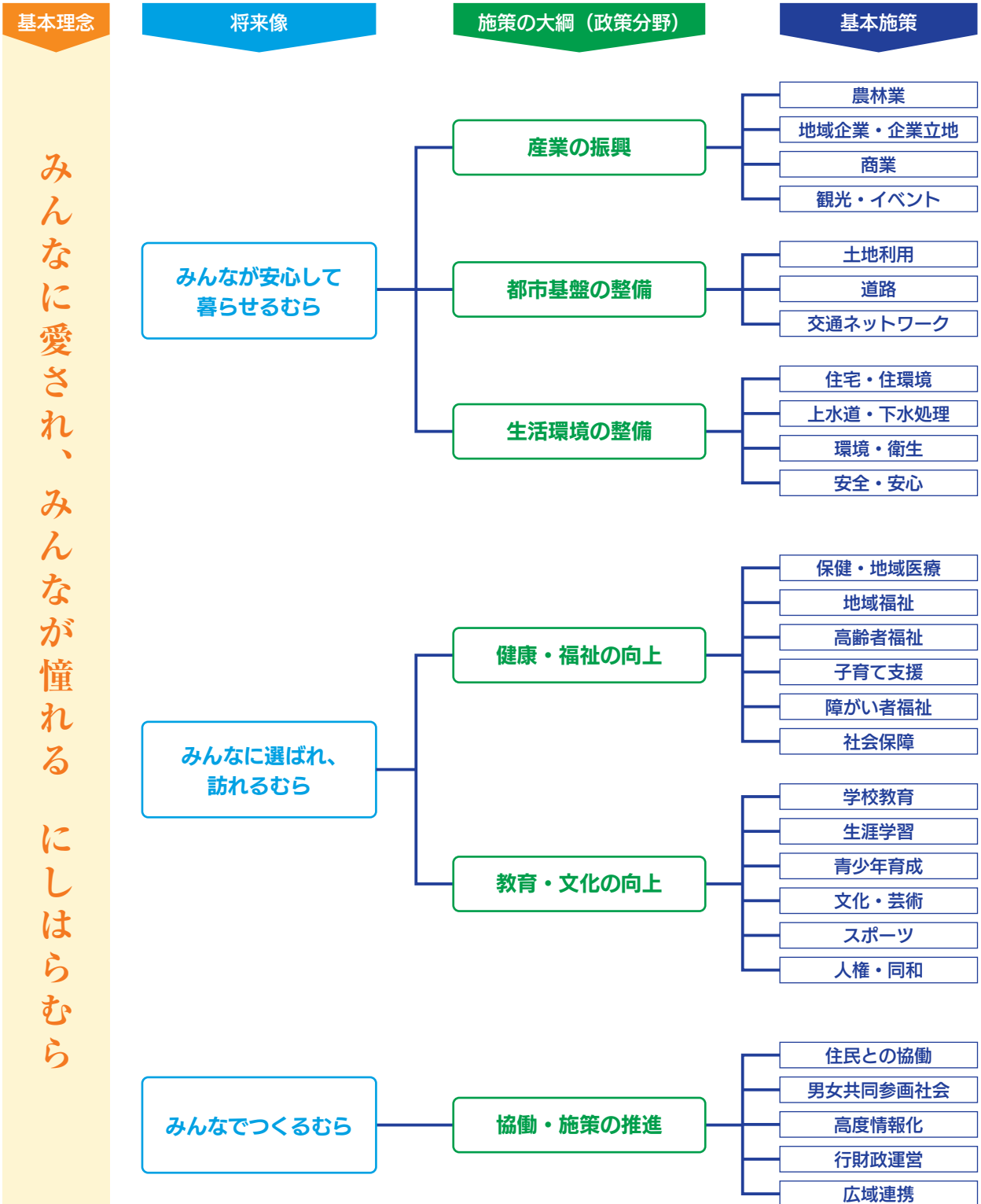
A scenic landscape at sunset. The sky is a mix of deep blue and orange, with a bright sun low on the horizon. The sun's light reflects on a calm body of water in the foreground. On the left, a cluster of trees and a utility pole are silhouetted against the sky. In the distance, low mountains are visible under the colorful sky.

第2部

---

# 後期基本計画

■後期基本計画施策体系■





第1編

# 産業の振興

# 第1章 :: 農林業

## 1 現状と課題

### 【農業基盤】

本村では、補助事業を活用する等、施設の新設や改良を行い、競争力強化を図っていますが、施設が老朽化しているところも目立ち、今後も継続した対策が必要です。

「人・農地プラン」については、作成済みの5地区の担い手に関する事項の見直し及び1地区の新規作成を行いました。

担い手への農地集積については、優良農地が村外の大規模農家に貸し付けられる等、村内拡大志向農家への集積を阻害しています。

また、農地利用調査結果に基づき、遊休農地の解消に向けた指導を行っています。

一方、熊本地震により、農業用倉庫、畜舎等の農業用施設や水路、農道等の農業施設に多大な被害があり、今後の営農に大きな影響が出ています。

### 【農業生産体制】

水田農業においては飯米農家が大半を占めるため、機械共同利用、任意組織化の機運が乏しく、畑作農家においても甘藷の品種転換の成果により現状維持志向の傾向にあります。

また、農業振興連絡協議会を通して、各生産団体が実施する経営、技術研修等の支援を行うとともに、甘藷をはじめとする生産物の量販店等における販売促進の支援を行っています。甘藷販売額は、平成27年度は全国的な出荷量の減少によりkg単価が暴騰したため平成27年度比では減少しましたが、26年度以前と比較すると堅調に推移しています。

併せて、農業次世代人材投資事業を活用し、新規就農者を確保するとともに、県と連携し、新規就農者の定着促進を図っています。

### 【畜産経営体制】

導入牛の補助等を継続し改良増殖を推進しています。また、平成27年度に西原村村草原再生協議会を設立し、牧野組合の情報共有等を行うことで、原野の維持と採草・放牧ができる環境の維持を図っています。併せて、集落座談会を実施し稲発酵粗飼料の作付け等の推進を行っています。

熊本地震により水田への水の供給ができないため、稲発酵粗飼料の拡大が不可能となっており、専用品種への転換が迫られていますが、種が不足しており転換への誘導がままならない状況です。

また、家畜排せつ物の適正管理や農業用廃プラスチックの適正処理については、堆肥散布促進補助、農業用廃プラスチック処理補助の交付により推進を図っています。

### 【農作物の生産・流通等】

村農業振興連絡協議会を通して、生産技術向上のための技術研修会や先進地研修の支援、消費地における定期的な販売促進を行っています。

また、都市住民との交流は、熊本地震による人員不足により実施していません。

併せて、平成29年度にブランド推進協議会を設置し、認証基準の作成等を行うとともに、キリン絆プロジェクトを活用し、試作品の開発、マーケティングを行いました。

### 【地産地消による農産物等の消費拡大】

赤牛、いちごの学校給食への食材提供を行っています。なお、交流イベント等は熊本地震の影響により実施できませんでした。

### 【林業生産基盤や人材育成】

「くまもとの森林利活用最大化事業」等により間伐を行っています。また、熊本市水源かん養林「100年の森」森林整備協定により41haの植林を行っています。なお、林業従事者は希望者がなく育成が困難な状況です。

### 【森林資源の利用促進】

県産材の利用促進のため、西原村生涯学習センター建設のような県産材活用を図るとともに、特用林産物の生産のための村有林の活用が必要となっています。

熊本地震により公共施設の建設等がなく、県産材の利用は進んでいません。

また、原木購入希望者がなく入札等はありません。

### 【有害鳥獣被害防止対策】

毎年、鳥獣による農林作物被害が増加しており、村一体となって被害の減少に取り組む必要があります。平成28年度は熊本地震により捕獲数が減少しましたが、平成27年度はイノシシ147頭、シカ25頭、29年度はイノシシ130頭、シカ29頭の捕獲実績があります。

電気柵については、平成28年度は熊本地震により実績はありませんが、平成27年度3,450m、平成29年度2,350mを設置しています。

## 2

## 基本方針

農畜産業の振興については、農業生産基盤の整備とともに農畜産業生産体制の効率化により、担い手の育成・確保、遊休農地の解消や、カボチャ、ホオズキなどの新規作物の普及による農地の有効利用等を推進するとともに、地域の特性を活かした特産品づくりや生産、加工、販売といった6次産業化を支援し、農業の振興を図ります。

林業の振興については、森林再生により森林の公益的機能の増進を図るとともに、林道等林業基盤の整備を推進します。また、公共施設等への県産材の利用による森林資源の活用について検討を進めます。

## 3

## 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 農畜産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地基盤整備、農道及び水路の新設、改修を行い、農業の競争力強化を図るとともに、農地の流動化を加速していきます。また、「人・農地プラン」の随時見直しを行い、担い手への農地の効率的集積を図ります。</li> <li>● 遊休農地の解消や、カボチャ、ホオズキなどの新規作物の普及を図るとともに、魅力ある、希望の持てる農業のための基盤整備を図ります。</li> <li>● 農地情報の把握に努め、優良農地の村内拡大志向農家、新規就農者への集積を図ります。</li> <li>● 農地利用調査結果に基づく、遊休農地の発生防止を図るとともに、解消に向けた指導を行います。また、農業次世代人材投資事業の交付期間を経過した農業者の認定農家への移行を促します。【重点】</li> <li>● 今後も県と連携して、新規就農者の確保、定着を図るとともに、事業対象の5年間を経過した者については、認定農業者として認定ができるよう支援します。【重点】</li> <li>● 共同利用機械の普及を図り、任意組織の設立育成に取り組むとともに、JA、県と連携した営農指導の体制整備を図ることで法人化志向農家の育成を図ります。</li> <li>● 導入牛の補助等を継続し改良増殖を進めるとともに、原野を維持し、採草・放牧ができる環境の維持を図ります。併せて、稲発酵粗飼料の作付け等を推進します。</li> <li>● 水田への水供給が可能となる時期が不透明ですが、可能な限り稲発酵粗飼料の耕畜連携の取り組みを継続します。</li> <li>● 堆肥センターの積極的な利用を推進するとともに、農業用廃プラスチックの適正処理を進めるため、助成等を継続します。</li> <li>● 品種転換した甘藷の定着と既存の市場流通での単価向上により、農家所得の向上を図ることで後継者の育成につなげるため、消費地における販売促進を強化します。</li> <li>● 農業振興連絡協議会を核として、経営、技術研修支援、量販店等での販売促進を支援します。また、甘藷の品種転換にともなう販売強化のため、販売の促進を図ります。【重点】</li> <li>● 熊本地震からの復興が進みつつある中、里芋生産者と選果機の更新についての議論が行える環境になりつつあることから、協議を本格化します。また、新たな品種や作物の取り組みを支援し、販路拡大や販路開拓の支援、生産、加工、販売といった農林業の6次産業化を支援します。</li> <li>● 甘藷、里芋に関し市場単価が高く秀品率も高いため、原料価格に見合う加工品や1次加工品を中心とした開発を支援するとともに、ブランド認証制度の普及、認証に努めます。【重点】</li> </ul>



主要取り組み施策	取り組み内容
1. 農畜産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 赤牛に関しては、食育の面からも引き続き学校給食への食材提供を行います。【重点】</li> <li>● 国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、電気柵の設置を促進して被害の低減に努めます。</li> </ul>
2. 林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 間伐を継続実施するとともに、林業従事希望者には森林環境譲与税を活用し、阿蘇地域林業担い手対策協議会との連携による各種支援を適切に実施します。</li> <li>● 当面復旧、復興を中心とした行政運営となることを見込まれるため、必要に応じ公共施設等への県産材の利用を図ります。また、作業道等の復旧及び今後の整備を進めます。</li> <li>● 村有林原木の定期的な入札を通して、特用林産物生産者に安定的に原木を供給します。</li> </ul>

指標名	実績値 (2017年度)	目標値 (2019年度)
中核農家等への農地集約率	16% (H29)	18% (H31)
耕作放棄地面積	61ha (H29)	34ha (H31)
認定農業者数	62人 (H29)	72人 (H31)
新規就農者数	22人 (H29)	19人 (4人減1人増) (H31)
甘藷販売額	3億1千万円 (H29)	5%増 (H31)
ブランド化認定品目数	0 (H29)	2 (H31)
地元産品給食提供量	86kg (H29)	600kg (H31)

※上記、主要取り組み施策内【重要】及び目標値は西原村総合戦略作成時の内容となっています。  
今後、2020年度（平成32年度）に策定する第2期の総合戦略において再度目標値を設定します。  
（以下同様）

## 第2章 :: 地域企業・企業誘致

### 1

#### 現状と課題

##### 【地域企業の育成】

異業種交流や新製品開発を通じた地域企業の育成については、企業個別での取り組みに差異があるため、行政としての取り組みには至っていません。また、情報の把握や提供する伝達系統が確定できていません。

一方、熊本地震による企業活動への影響を最小限に留め、早急な回復に向けた継続的な各種支援策を推進する必要があります。

##### 【企業誘致の推進】

企業誘致は個別に対応していますが、景気動向に大きく影響を受けるため、新規の企業進出についての具体的な動きは不透明な状況です。

前期の計画期間において、新規の誘致企業数（1社）、既設工場の増設（3社）、既設工場の規模拡大の要望がありますが、農地である土地の規制や地権者との合意が必要であることから、対応が遅れています。

##### 【雇用の確保】

地域企業の育成や企業誘致に関しては、継続して相談対応していますが、雇用機会の増大と若年層の定住化は、具体的には実施できていません。

##### 【創業支援】

創業希望者の支援策として「認定創業支援事業計画」を策定（経済産業省 平成27年4月認定、平成29年7月変更認定）しました。

### 2

#### 基本方針

地域企業への情報提供、育成・支援を行うとともに、企業誘致については、景気の動向を把握するとともに、企業立地情報等の積極的な提供を行いながら、新たな企業誘致に取り組み、雇用の確保を図ります。また、新たな創業支援を進めます。

## 3

## 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 地域企業の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種情報提供方法を検討し、情報の確保手段や提供伝達体制を確立します。</li> <li>● 西原村企業連絡協議会の活動を推進するため、役員を選任及び当協議会の定期開催を行うとともに、各種セミナーを開催します。</li> <li>● 熊本地震からの商工業の再建のため、村内企業BCP（事業継続計画）策定にともなう支援を行うとともに、商工業の活性化に向けた取り組みを進めます。また、熊本県及び空港周辺市町村と連携し、熊本都市圏東部地域の立地性を活かした産業の振興を進めます。</li> </ul>
2. 企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな企業誘致と同時に工場等の増設等、新たな投資を促進するため、企業ニーズの把握を通して、工業団地の整備を進める等、立地条件の整備を図ります。</li> <li>● 熊本地震からの復興を進め、安全、安心なむらづくりを推進することで、企業誘致を進めます。</li> <li>● 企業の既設工場等の規模拡大についての要望には、継続して対応します。</li> </ul>
3. 雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域企業の育成や積極的な企業誘致への取り組みを通して、雇用機会の増大と若年層の定住化に努めます。</li> <li>● 企業と連携した雇用機会の確保と若年層の定住化を検討します。また、地元企業雇用セミナー等の開催及び本村の企業紹介等を実施します。</li> </ul>
4. 創業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「認定創業支援事業計画」の新規策定承認申請。創業支援希望者の相談会等の開催及び創業支援助成金を検討します。【重点】</li> </ul>

指標名	実績値 (2017年度)	目標値 (2019年度)
企業連絡協議会各種セミナー等参加企業数	0社 (H29)	15社 (H31)
企業誘致進出相談件数	4社 (H29)	10社 (H29-31)
地域企業進出協定締結企業数	1社 (H29)	2社 (H28～H31)
新規創業者数	0人 (H29)	8人 (H28～H31)

# 第3章 :: 商業

## 1

### 現状と課題

#### 【商業圏の広域化】

近年、消費者の生活スタイルや意識の変化、車社会の進展といった社会状況の変化にともない、ワンストップ型の郊外型商業施設の進出やインターネット購買の増加等の影響を受けて、商業圏の広域化が進展しています。

#### 【商業の振興】

地域企業の育成のため、中小企業利子補給金助成を継続して実施していますが、その他の商業振興に関する助成や融資等の制度化を進める必要があります。

また、商工会のニーズを把握するとともに、人材発掘や育成の取り組みを進める必要があります。

さらに、農林畜産業及び観光サービス業の関係団体と協議する組織体制を構築する必要があります。

## 2

### 基本方針

商工会と行政が連携し、人材育成や商業の活性化を進めるとともに、観光と結びつき地域に密着した商業の活性化を進めます。

## 3

### 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 商業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商工会と連携し、商工業者のニーズを把握して、村独自の助成制度を検討します。</li> <li>● 商工会のニーズを把握し、求める人材の共有を図り、商工会と連携した人材発掘・育成等に関する施策事業を実施します。</li> <li>● 農林畜産業及び観光サービス業の関係団体と協議する体制組織を構築し、組織化を図ります。</li> </ul>



## 第4章 :: 観光・イベント

### 1

#### 現状と課題

##### 【観光振興体制の整備】

本村に豊富な観光資源があるにもかかわらず、効率的で有効なネットワーク化が図られておらず、熊本都市圏と阿蘇地域との結節効果が十分に発揮できていません。

豊かな自然環境の保全のために、平成27年度に村景観計画を策定するとともに、村景観農業振興地域整備計画を策定し、村景観条例を施行運用しています。また、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例を施行運用しています。

商工会や村内各種民間団体等が主体的に観光振興に関わる体制として、平成30年度に西原村観光協会が設立されました。

住民、民間企業、行政の協力体制による観光資源ネットワーク化や地域周遊ルートの開発等のあり方については、検討のための組織化が必要となっています。

##### 【観光資源の活用と連携】

村のツーリズム体験交流については、地震後中断していますが、白糸の滝地区での都市住民との交流のためのイベント（田植え体験、稲刈り体験、地元住民との交流会）を開催しています。また、平成29年度には、民間団体との共催で、フットパスを実施しています。

農林畜産業や商工業との連携体制が構築できていないため、食の開発や地産地消、スローフード、グリーンツーリズム等、地元の農林畜産物を活用し、消費者のニーズの把握に努めるとともに、観光客へのもてなしのサービスを提供する魅力ある観光地づくりを検討する必要があります。

俵山登山や滝地区での農業体験を実施していましたが、熊本地震の影響から財政的にも人材的にもイベント等の実施が難しい状況となっています。

##### 【情報発信と移住・定住の促進】

村のホームページをリニューアルし、村の情報発信の強化に取り組んでいますが、移住・定住に関する情報サイトの充実を図る必要があります。なお、物産館のWi-Fi環境の整備は完了しています。

移住・定住情報の発信については、西原村のホームページへ移住・定住バーナーの作成、移住情報の掲載、ホームページへの空き家情報の掲載、PR動画等の作成などを検討する必要があります。

移住・定住検討者の相談・支援については、現時点では熊本地震の影響もあり取り組むことができていません。また、熊本地震でほとんどの空き家が倒壊状態となり、空き家バンク制度の運用は、困難な状況です。

移住・定住を促進するため、空き地バンク制度を導入し、移住を希望する人が移住しやすい環境づくりや、お試し住宅の作成（風土や気候を体感したり、地元住民と交流したり、就職活動や住宅探しの拠点として使用する住宅）などを進める必要があります。

## 2

## 基本方針

関係団体と連携し、豊富な観光資源やイベントの魅力向上を図り、ホームページをはじめとした多様な方法で積極的なPRを推進するとともに、近隣市町村と連携し広域的観光ルートの開発等に取り組みます。

**2020年度からの阿蘇くまもと空港の民営化を契機とした、本村への来訪客増加につながる施策の検討を行います。**

## 3

## 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光資源のネットワーク化や地域周遊ルートの開発等のあり方の検討については、西原村観光協会や近隣自治体との連携も含めて検討します。</li> <li>● 民間団体組織である「西原村観光協会」の設立にともない、行政と連携した観光振興施策の実行を目指します。具体的には、熊本空港及び阿蘇へのアクセスの良さを活かして、阿蘇の自然豊かな景観や環境、農業分野等を活用したツーリズム体験の観光ツール・観光コンテンツの創出を図りながらプロモーション活動に取り組みます。</li> <li>● 農林畜産業や商工業との連携体制を構築した組織化を図り、食の開発や地産地消、スローフード、グリーンツーリズム等、地元の農林畜産物を活用するとともに、消費者のニーズの把握に努め、観光客へのもてなしのサービスを提供する魅力ある観光地づくりの検討を進めます。</li> <li>● 本村の広大な草原や豊かな自然を活かした滞在交流型観光地づくりを目指します。観光振興の推進体制として、西原村観光協会と連携して取り組みます。</li> <li>● 西原村のPRのためのイベント実施を村単独及び民間団体等と連携した取り組みや情報発信の強化を図り、来訪者の増加を図ります。【重点】</li> <li>● 村ホームページの観光情報サイトや記載内容の充実を図りながら、継続して情報発信に取り組みます。</li> <li>● ホームページのメニューを活用しながら今まで以上の情報提供ができる体制を構築します。特に、移住・定住関係の情報発信について、コンテンツの充実を図ることで移住・定住希望者への情報周知を図り、人口増加につなげます。【重点】</li> <li>● 村の魅力発信のためのツールとして、村のプロモーション動画を作成します。また、作成した動画をインターネット等のメディアを活用した情報発信に取り組みます。【重点】</li> </ul>

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移住・定住情報の発信については、空き地バンク制度の導入を踏まえながら取り組むとともに、西原村の魅力（景観、自然、場所等）をインターネットを活用して発信します。【重点】</li> <li>● 村のPRに力を入れつつ移住・定住の促進につなげるため、移住者の立場になって考え、どのような助成制度があると助かるのか、移住しやすいのかを考え作成するとともに、空き地バンク制度等を構築します。【重点】</li> <li>● 2020年度からの阿蘇くまもと空港の民営化による、本村への来訪客増加を図るために、観光振興の施策事業等の検討や実施について、空港運営権者との連携を図ります。</li> </ul>

指標名	実績値 (2017年度)	目標値 (2019年度)
村ホームページ専用情報サイトアクセス数	165,519件 (H28)	30万件 (H28-H31)
村主催イベント入込客数	0人 (H29) ※地震により実施不可	870人 (H31)
西原村フットパス入込客数	58人 (H29)	150人 (H28-H31)
ホームページ改修及びWi-fi環境整備の周知度	100% (H27)	住民100% 民間企業100% (H31)
ホームページ改修及びWi-fi環境整備による入込客数の増	132,451人 (H28)	350,000人 (H31)
移住・定住相談件数	5件 (H28)	20件 (H28-H31)
空き地情報バンクアクセス数	0件 (H28)	1,000件 (H28-H31)
助成件数	0件 (H28)	16件 (H28-H31)





## 第2編

# 都市基盤の整備

# 第1章 :: 土地利用

## 1

### 現状と課題

#### 【計画的な土地利用の推進】

土地利用は、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りつつ均衡ある発展を図ることを理念として総合的かつ計画的に行わなければなりません。

多様化、複雑化、高度化する住民ニーズに応え、開発規制等を踏まえた以下の計画的な土地利用施策を進めてきました。

- 西原村農業振興地域整備計画書の見直し（H28.5）
- 西原準都市計画区域指定（H26.4.1）
- 西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例による事務運用の実施

また、美しい街並み景観や農村景観に関しては、熊本県から本村へ景観行政団体の移行がなされ、以下の景観に関する施策も推進してきました。

- 西原村景観計画策定（H26.9.16）
- 西原村景観条例制定（H26.12.1）
- 西原村景観農業振興地域整備計画策定（H27.5.1）
- 村景観条例施行にともなう、届出事務処理対応

#### 【地籍調査事業の推進】

地籍調査は、熊本地震により平成28年度以降に調査を停止しています。また、熊本地震により座標補正が必要となっており、国による補正が行われていますが、補正不能箇所については再調査が必要となっています。

## 2

### 基本方針

2020年度からの阿蘇くまもと空港運営民間委託や、熊本県の大空港構想（熊本都市圏東部地域グランドデザイン）、道路交通網の整備等により、本村の将来像を検討していく必要があります。特に熊本地震被災以降、減少した人口を増加基調に回復するとともに、本村の将来を展望した**むらづくり**整備について検討していきます。

美しい農村景観に配慮した秩序ある総合的、計画的な土地利用を推進するとともに、国土調査法に基づく地籍調査事業の再開に取り組みます。

## 3

## 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 計画的な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 村景観条例制定にともなう、届出事務等を継続して実施します。</li> <li>● 準都市計画区域の活用、条例による開発規制等を通して、計画的な土地利用の推進を図ります。</li> <li>● 本村の将来像の実現に向けて、総合的かつ計画的な土地利用構想・土地利用計画の策定を推進します。</li> </ul>
2. 地籍調査事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合的、計画的な土地利用及び土地に関する施策の計画・実施を円滑に進めるため、平成32年度から未調査区域の調査を再開する予定となっています。国による補正の完了を待って、補正不能部分の村による補正、再調査を行います。</li> </ul>

## 第2章 :: 道路

### 1

#### 現状と課題

##### 【道路及び交通安全施設の整備】

熊本方面と阿蘇方面を結ぶ県道熊本高森線は、既に改良済みであり、今後の維持管理を計画的に進められるよう要請する必要があります。

堂園小森線については早期完了を要望するとともに、山西大津線についても改良計画と併せて歩道設置を要望しています。

集落間を結ぶ一般村道については、地元の要望も取り入れながら、改良計画を進めており、今後とも着実な整備が求められています。また、通学路整備をとまなう万徳新所線の道路改良工事の設計を行っています。併せて、道路パトロールにより危険箇所の調査を行っています。

### 2

#### 基本方針

県道における計画的な整備促進を関係機関に要望するとともに、一般村道については、基幹道路へのアクセス等を考慮し、拡幅・改良、交通安全施設の整備等を計画的に進めます。

### 3

#### 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 県道の整備	● 堂園小森線の高遊地区における事業計画に沿った整備促進や山西大津線における歩道設置と新たなバイパスの整備についての要請を引き続き行います。
2. 村道の整備	● 時間的、財政面での調整を踏まえ、集落間を結ぶ生活道路の改良や通学道路の改良拡幅等を推進します。
3. 交通安全施設の整備	● 道路パトロールの結果をもとに、ガードレール、転落防止柵等の交通安全施設の整備を推進します。



# 第3章 :: 交通ネットワーク

## 1

### 現状と課題

#### 【福祉タクシーの周知と活用】

平成22年度より要項を制定し障がい者と75歳以上の住民を対象に「福祉タクシー料金助成事業」を開始しました。

福祉タクシー制度は発足当初に比べて対象者が拡大しており、制度の利用者への制度周知の広報啓発がさらに必要になっています。

#### 【バス路線運航の維持】

路線バス事業者が運営しているバス路線（益城～西原～大津線）については、利用者の減少により運行の維持が困難となっており、村が不足する運行費を補助しながら路線運行を維持しています。

## 2

### 基本方針

「福祉タクシー」の広報啓発を行い、住民の移動における利便性の確保のため交通ネットワークの維持改善に努めます。

路線バス事業者が運営している「路線バス」の路線運行の維持に努めます。

また、県で計画されている、くまもと空港への鉄道延伸を活用した交通ネットワークのあり方について検討を行います。

## 3

### 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 交通ネットワークの整備	● 地区民生委員との連携や広報啓発により「福祉タクシー」対象者への周知に努め、利用者の利便性を高めます。【重点】
2. 民間路線バス運行維持	● 運行費の補助をしながら路線運行を維持していきます。

指標名	実績値 (2017年度)	目標値 (2019年度)
福祉タクシー利用枚数 (枚/年)	7,522枚 (H29)	10,000枚 (H31)



## 第3編

# 生活環境の整備

# 第1章 :: 住宅・住環境

## 1

### 現状と課題

#### 【住環境の整備】

西原準都市計画区域指定（H26.4.1）にともなう、都市計画法や建築基準法の規定に基づき、適正な開発行為の誘導に努めています。

計画的な宅地供給については、民間事業者の宅地供給が主であるため、村による宅地開発分譲による計画的な宅地供給は実施していません。

また、公園整備を進めていましたが、熊本地震により中断し、現在は仮設住宅用地として運用しているため、状況に留意しながら、計画変更も視野に入れて、今後、取り組む必要があります。

#### 【公営住宅等の整備】

公営住宅河原団地については、「西原村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、改修工事等がほぼ計画通りに進捗し、住宅の延命化を図ることができました。また、熊本地震により全壊した2棟を解体し、平成30年度中に災害復旧としての建築を行っているところです。そして、平成30年度に災害公営住宅として、山西地区に45戸、河原地区に12戸を整備しました。

**また、木造仮設住宅を活用して村の単独住宅（50棟）の整備を行います。**

## 2

### 基本方針

開発行為の適正な誘導と計画的な宅地供給、公園整備、既存公営住宅と災害公営住宅の耐久性と居住性の向上を進め、高齢者、低所得者、被災者等への安全・安心で快適な住宅環境づくりを進めます。

## 3

## 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 計画的な宅地供給等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高遊地区での一部準都市計画区域を指定する等法令に基づく開発行為の規制をはじめとして、計画的な宅地供給による住環境の整備に努めます。</li> <li>● 公園整備については、仮設住宅で生活している住民の住まいの確認を優先する必要があるため、状況の把握に努め、できるだけ早い時期に整備します。また、防災拠点としての整備も検討します。【重点】</li> </ul>
2. 公営住宅等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>既存公営住宅のほかに熊本地震後に整備した災害公営住宅(57棟)・単独住宅(50棟)の維持管理に努めます。また、これらの住宅について、通常の維持管理のほかに居住性の向上を図るために、住戸・設備等の改善に努めます。【重点】</b></li> </ul>

指標名	実績値 (2017年度)	目標値 (2019年度)
住戸・設備等の改善実施箇所数	10箇所 (H29)	69箇所 (H31)
住民1人あたりの特定地区公園面積	0㎡ (H29)	6.3 ㎡ (H31)



## 第2章 :: 上水道・下水処理

### 1

#### 現状と課題

##### 【上水道の整備】

上水道については、近年給水人口が増加傾向にあり、有収率の向上のため漏水調査を行い漏水箇所の修繕を行ってきました。

また、熊本地震後には各世帯へ漏水のチラシを配布するなどし、漏水の防止に努めました。現在、地震の影響により有収率が下がったものの、漏水調査等を実施し地震からの本復旧作業を行っています。これにともない老朽管の更新にもつながっています。

熊本地震時に各地区の水道組合も被災しており、復旧作業後に村営水道との合併を希望する組合もあることから、復興基金等の補助制度を使った援助が必要となっています。

##### 【下水処理】

本村の平成29年度合併処理浄化槽普及率は、75.4%という状況であり、補助金交付の効果により年に数パーセントずつ増加しています。

熊本地震後の住宅再建等により、合併浄化槽の普及は進んでいます。しかし、単独処理浄化槽からの転換に関しては、寿命が30年以上であることに加え、転換は義務ではないことや、転換時の設置費用の個人負担も大きく、単独・合併の区別がわからない等もあり、様々な観点から早期転換は難しい状況となっています。

維持管理については、浄化槽設置補助を受けられた住民に対し、毎年維持管理補助金の通知を行い周知していますが、補助金対象外の住民や維持管理補助金の期間が終了している住民に関しては、適正な維持管理が継続しているかどうか把握できていない状況となっています。

### 2

#### 基本方針

安定的な給水に向けて、水道組合と村営水道の合併を視野に入れた計画的な老朽管の布設替えを行い、有収率の向上を図ります。

合併処理浄化槽の普及促進と維持管理を図り、より効果的な生活排水処理を推進します。

## 3

## 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 上水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 熊本地震復旧後に組合水道等との合併も控えており、複合的な管路更新計画を策定し改善を図ります。</li> <li>● 各水道組合との調整を図り、円滑な施設整備や広域化について検討します。</li> <li>● 老朽管の改善計画と合わせ、節水、自然還元等の環境にやさしい取り組みについての広報等を検討します。</li> </ul>
2. 下水処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これからも補助金等を活用し、住民に合併浄化槽の転換の働きかけを行い、合併処理浄化槽への切り替えを推進します。</li> <li>● 合併処理浄化槽設置者に対し、適正な維持管理を促すために、県、市町村、指定検査機関、保守点検・清掃業者の連携を図ります。</li> </ul>

# 第3章 :: 環境・衛生

## 1

### 現状と課題

#### 【環境保全と再生】

主要河川では、年2回の水質検査を実施していましたが、熊本地震以降一部河川で流量の減少にともない継続的な比較ができないため、年1回の実施しかできていない状況となっています。また、EM活性液の投入は継続的に実施しています。

また、PM (Particulate matter：粒子状物質) 2.5及び外来種等危険生物については、広報等を通し啓発を行っていますが、近年、県道法面等に外来種のオオキンケイギクが繁殖しており、衛生班長等を通して、除草の呼びかけも行っています。

森林原野については、熊本地震により崩壊した山林4箇所について、県営治山事業により復旧を行っています。また、森林経営計画に基づき間伐の実施に合わせ路網整備を実施しています。

#### 【景観の保全】

農村景観の保全については、「にしはらむらフォトコンテスト」を実施しており、平成29年度で第20回目となっています。「風景、人物、イベント、地域資源等西原村の魅力を表現したもの」に、新たに「西原村の熊本地震からの復興に関する内容を表現したもの（暮らしや生活の営みの復興、復興に携わる人々、復興の兆しがうかがえる風景等）」を追加して、西原村が元気になれるような題材の写真についても募集しています。

村景観計画・村景観農業振興地域整備計画の策定、村景観条例施行にともなう、届出事務処理に対応するとともに、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例による事務運用をしています。

#### 【環境学習の推進】

環境学習については、ふれあい祭り開催時に実施しており、木材を使ったアート小物作成等を通して、森林の持つ環境保全能力を学習し、自然環境保護の啓発活動を行っています。

#### 【廃棄物処理】

ごみカレンダーやホームページ等で啓発しながらリサイクル率の向上に取り組んでいます。

不法投棄対策については、消防団の普段の巡視活動の中で監視活動等を実施するとともに、各種団体と協力しながら、不法投棄の早期発見に取り組んでおり、不法投棄を発見した場合の相互連絡を密にしています。また、警察及び保健所と合同巡視を年1回実施しています。

#### 【環境にやさしい新エネルギーの導入】

太陽光、風力、小水力発電等の新エネルギーの導入に関する具体的な案件はないが、庁内での勉強会及び新エネルギーに関する住民等の意向調査等について検討してまいります。

## 2

## 基本方針

地域における啓発や学校における環境学習及び水辺や森林の復旧・保全と活用を図るとともに、ごみの減量化・再資源化等を促進します。また、不法投棄防止に努めます。

## 3

## 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主要河川における水質検査を継続実施し、河川水質の管理を行うとともに、EM活性液を継続して大切畑ダム及び長田川へ投入し、水環境の保全に努めます。</li> <li>● 熊本地震により崩壊した俵山山林について、県営事業により復旧作業を実施します。</li> <li>● フォトコンテストの開催等を通して本村の美しい景観の価値を認識し、保全の重要性を今後とも啓発します。また、入賞作品を本村のPR用の媒体等に活用します。</li> <li>● 村内の主要幹線道路の沿線では宅地開発が進み、美しい農村景観が壊れつつあるため、景観や自然環境に配慮した開発の誘導を図ります。</li> <li>● 環境学習や広報紙等を活用した啓発活動を継続実施し、自然環境保護に努めます。</li> </ul>
2. 廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種媒体を使い啓発活動を実施しながら、リサイクルの必要性について住民の意識向上に努めます。</li> <li>● 廃棄物の不法投棄対策に関する協定書に従い、村消防団と郵便局の連携体制による、不法投棄に係る情報収集や不法投棄防止活動の普及・啓発を積極的に推進します。</li> <li>● 消防団幹部会議等で不法投棄対策に関する連携体制の確認・周知を行います。</li> <li>● 警察及び保健所、各種団体と連携し巡視を強化しながら、不法投棄防止に努めます。</li> </ul>

# 第4章 :: 安全・安心

## 1 現状と課題

### 【熊本地震における防災活動】

熊本地震では、これまで実施してきた発災対応型防災訓練が活かされた場面が多々みられました。消防団を中心とした情報伝達体制が確立されており、自主防災組織との連携も良好であったと評価されています。

自主防災組織の結成率は100%を達成しています。また、2年に1度の発災対応型防災訓練をすべての組織（集落）の参加による実施を継続しており、熊本地震においては、その成果が発揮された場面が随所にみられました。

### 【消防・防災施設設備の整備】

平成29年度中に防災行政無線デジタル化事業が完了し、平成30年度より本格運用されています。併せて避難勧告等発令支援システムを導入したことにより、災害時における情報伝達体制が強化されました。

平成30年度に緊急防災減災事業債を活用して3台の積載車を更新しています。詰所については、熊本地震により被災した箇所もあり、順次復旧を進めていますが、移設をとまなう建替えが必要で、土地の選定ができていない等、復旧に向けた課題がある箇所もあります。

また、地元消防団では、定期的に水利の点検・管理を行っていますが、熊本地震により使用不可能となった水利もあり、順次復旧する必要があります。

### 【消防・防災拠点の整備】

平成28年度より着工予定としていた総合体育館整備事業が熊本地震の影響で事業着手できない状態となりました。現在、仮設住宅用地として建設予定地を使用しているため着工にあたっては仮設住宅に入居している入居者の状況を考慮する必要があります。

災害時における避難場所の見直しについては、現時点では見直しには至っていません。

### 【消防・防災組織の整備】

女性消防団員については、現状維持の6名体制ですが、役場職員のみで組織されている体制に課題も多く、女性消防団のあり方について検討が必要な時期に来ています。

### 【防犯・交通安全】

平成20年～平成24年度までの4か年で村内通学路に対する防犯灯の設置が完了しています。今後は、必要に応じて、通学路における防犯灯の設置箇所があれば、個別に対応することになっていきますが、照明機器の維持管理が課題となっています。

また、必要となる箇所に計画的に防犯灯の設置を行ってきました。

交通安全施設（カーブミラー・ガードレール等）については、各集落からの要望により随時、



交通安全施設の設置を行ってきました。ただし、予算の問題等もあり、各地区の優先順位を検討して設置を行っています。

村と大津地区交通安全協会により老人会等の各団体や学校への交通安全教室、講話を実施しました。今後も継続して実施しています。

## 2 基本方針

迅速に対応できる発災対応型防災訓練をはじめとして、多様で強力な消防・防災体制づくりを進めるとともに、警察や交通安全協会、学校その他関係機関との連携による地域一体となった交通安全対策や防犯対策を進めます。

## 3 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 消防・防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 隔年で実施している発災対応型防災訓練を今後も継続して実施するとともに、消防団組織の充実強化、効率化を図り、自主防災組織とコミュニティがますます強化できるよう支援します。【重点】</li> <li>● 防災行政無線の整備、インターネット、携帯電話等の活用による災害情報等の伝達体制の強化を図ります。また、デジタル防災行政無線の機能について、住民へ周知徹底を行うとともに、避難勧告等の発令支援システム機能を職員へ広く周知します。</li> <li>● 積載車の更新については、時期に偏りが出ないように、また、有利な財源を活用できるタイミングで計画的に実施します。また、詰所についても、各地区の状況に応じた方法で復旧を進めます。</li> <li>● 今後も地元消防団による既存水利の点検・管理を行うとともに、計画的な復旧ができるよう、地元を支援します。</li> <li>● 消防団員確保のために機能別消防団員制度の導入を進め、体制の強化を図ります。</li> <li>● 自主防災組織については、今後も発災対応型防災訓練を継続実施し、防災力強化に努めます。併せて、普段のコミュニティを大切にし、自主防災組織力を向上できるよう努めます。</li> <li>● 集落再生の進捗に合わせ、防災マップの見直しを行います。また、土砂災害警戒区域等をマップに反映させます。</li> <li>● 大規模災害発生時の広域避難施設及び防災教育・啓発の場として拠点となる総合体育館の整備については、仮設入居者の状況を把握しながら再開時期を検討します。その際、大規模災害に対応できる施設整備が急務と認識しているため、財源の確保も検討しながら可能な限り早急に対応します。</li> </ul>

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 消防・防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員の災害対応能力や個々の経験値向上のため、研修やグループワークを実施するとともに、地域づくり推進委員と地域の連携を図ります。</li> <li>● 発災対応型防災訓練に避難所運営訓練を取り入れ実施します。</li> <li>● 大規模災害に対応可能な防災拠点施設の整備を進めるとともに、あらゆる災害に対応可能な多目的広場の整備を進めます。</li> </ul>
2. 防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防犯施設については、必要に応じて防犯灯の設置を推進するとともに、既設置分については計画的な維持管理に努めます。また、今後は対応年数及び電力量等を考慮し、防犯灯のLED化を検討します。</li> </ul>
3. 交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 村による交通点検及び地元からの要望に対して、可能な限り交通安全施設（カーブミラー・ガードレール等）を設置するとともに、県等関係機関への交通安全に対する要望を継続して行います。その際、統一した時期での一斉要望とするための取りまとめを行います。</li> <li>● 村と天津地区交通安全協会による学校・老人会への交通安全教室等の活動を継続して実施します。</li> </ul>

指標名	実績値 (2017年度)	目標値 (2019年度)
自主防災組織の組織化率	100% (H29)	100% (H31)
防災訓練の参加者数	2,442人 (H29)	2,600人 (H31)
災害発生に対応できる基盤整備率	100% (H29)	100% (H31)

## 第4編

# 健康・福祉の向上

# 第1章 :: 保健・地域医療

## 1 現状と課題

### 【健康の増進】

胎児期の母親の生活が予防可能な疾患である生活習慣病に影響するため、母子手帳発行からの関わりをスタートとし、血管の構造や機能・インスリン分泌等身体のメカニズムを通して健康管理の必要性を住民が納得して、自らの行動変容につながるよう保健指導内容の充実を図ります。また、情報提供を行い、一方的な押し付けにならない効果のある保健指導を心がけて実践しています。

特定健診結果によると、糖尿病予備軍の割合が高くなっており、生活習慣病の重症化に起因する医療費の高騰が、今後の課題となると思われます。特に、糖尿病重症化予防に重点を置いた取り組みができるかが大きな課題となっています。

熊本地震の影響により、特定健診・各種検診ともに受診率が低下しましたが、乳幼児健診を利用し若い世代の女性がん検診の啓発やアンケート調査を実施しています。また、特定健診については、平成29年度より医療機関と委託契約して個別健診体制を確立しているとともに、受診率の向上対策として、過去3年間未受診の方を対象に、家庭訪問や電話による受診を勧奨していますが、受診勧奨方法については、より効率的で有効な方法が今後の検討課題となっています。

健診結果の説明会では、グループワーク形式で行い、結果が何を意味するのかを学習するとともに、住民から出た疑問や質問に対し、個別に丁寧な対応を行っています。

家庭訪問等による個別面談を実施し、約半年間の受診状況や生活状況を確認しながらフォローを行っています。なかなか面談することができないケースやフォローが中断するケースがあることが大きな課題となっています。また、保健師・管理栄養士計4名の指導対象者が200名を超えるため、個別の関わりがより効果的にできる工夫が必要となっています。

一方、今回の熊本地震による様々なストレスが住民の健康に大きな影響を与えており、被災者の見守りや精神的ケアが必要となっています。

### 【母子保健活動の充実】

母子手帳発行時をスタートとして、妊娠期・生後2か月時・乳幼児期において各種乳幼児健診を実施し、生活リズムを整えること、授乳のリズムや段階的に離乳食を進めることの必要性と具体的方法を繰り返し伝えています。

また、問診を通して、保護者一人ひとりの価値観を見極めながら、必要な個別アドバイスをしています。

すべての乳幼児健診等において、基本的生活習慣の確立を理念として一貫性のある内容で情報提供を行っています。各家庭の生活は多様化しており、個別対応による丁寧な支援が必要なケースが増えています。

一人ひとりの乳幼児のその子なりの心身の健やかな成長を、保護者自身が学習し理解・確認でき、

心配や不安があるときには相談ができる体制づくりを進めています。

### 【生活習慣病予防の推進】

ターゲットを絞った健康診査の受診勧奨やグループワーク形式での健診結果の学習等をより効果的に実践するため、研修会や自主的学習会に積極的に参加するとともに、事例検討会を重ね、保健師の健診結果の読み取り技術と指導教材の活用技術の向上を図りました。

その結果、医療に対し拒否的であった住民を治療へ導き、重症化予防へとつなげることができました。

### 【総合医療体制の充実】

緊急医療の対応については、阿蘇圏域救急医療輪番制運営事業に加入していましたが、村民の方が阿蘇の医療機関に搬送されることはほとんどありませんでした。また、熊本地震後の救急体制のひとつであるD-MATの派遣等にも混乱が生じました。

その後、平成30年度に救急医療輪番制のエリア拡大等の検討の中で、見直しが行われ、熊本市等の広域範囲に加入したことでスムーズな対応ができるようになりました。

## 2

### 基本方針

保健サービス体制の充実とともに、住民に「自分の健康は自分で守る」ことの重要性を示し、生涯を通した健康づくりを推進します。また、すべての被災者を対象とした見守りや精神的ケアに取り組みます。

## 3

### 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 健康の増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠期・乳幼児期の生活習慣の重要性を成長発達の過程で伝えるとともに、母子保健活動は将来の生活習慣病予防の原点となると捉え継続して取り組みます。また、生活習慣病は自覚症状がないため、健診で何を診るのかを住民が理解することから健康の自己管理へと発展するため、健診結果が意味するものを行政と住民と一緒に学習し、よりわかりやすく伝えることができる指導を工夫します。併せて、糖尿病重症化予防の対象者については、治療中断者・健診中断者を放置しないように優先順位をつけて家庭訪問を実践します。</li> <li>● 健診の受診率向上に向けて、集団健診を中心としながら、受診しやすい体制づくりのため、自己負担料金・個別健診体制等の充実を検討します。また、年間を通して、効率的受診勧奨活動ができるよう計画的かつ継続的な活動を行います。</li> </ul>



主要取り組み施策	取り組み内容
1. 健康の増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● より効果的な保健指導をするためには治療中断者や治療中コントロール不良者等への訪問の優先度を決め、確実な個別対応により、関わりが必要な住民を絶対に放置しないことが重要です。そのため、管理台帳の作成により対象者の把握を行い、定期的に個別フォローを実践します。</li> <li>● すべての被災者を対象とした見守りと精神的ケアが必要であり、訪問、面談を実施し継続的な活動を行います。</li> </ul>
2. 母子保健活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児期の食生活習慣の基盤づくりや個別性に応じた指導が重要であるため、管理栄養士による丁寧な食事指導を充実するとともに、児の成長のメカニズムを保護者が学習し取り組むことができるように支援します。</li> <li>● 心身の発達の目安を保護者が学び、判断できるための支援を継続するとともに、必要に応じて保育園等と情報を共有しながら、相談窓口としての機能を充実します。</li> <li>● 不安や悩みを抱えて孤立しないよう個人の状況に応じた支援を実践するため、情報収集・実態把握を継続して行い、関係機関との情報共有によりケースに応じた支援の具体策を検討し実践します。 【重点】</li> </ul>
3. 生活習慣病対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健指導実践学習会への参加を継続し最新情報を収集しながら、保健指導・栄養指導技術の向上を図ります。家庭環境、生活リズムも多様化しているため住民一人ひとりの習慣を捉えながら個別対応を中心とした丁寧な関りを心がけます。</li> </ul>
4. 地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救急医療体制については、継続して広域的な対応を図ります。</li> </ul>

指標名	実績値 (2017年度)	目標値 (2019年度)
妊婦健診受診者数	57人 (H29)	70人 (H31まで100%維持)
乳幼児健診参加者数	163人 (H29)	200人 (H31)
不妊治療申請者数	1人 (H28)	10人 (H28-H31)

## 第2章 :: 地域福祉

### 1

#### 現状と課題

##### 【地域福祉の推進】

少子高齢化の進行等にともない、福祉ニーズは複雑・多様化する傾向にあり、また、地域社会での人間関係の希薄化が進む中で、高齢者の孤立、引きこもり、児童や高齢者に対する虐待等の社会問題が顕在化し、身近な地域における生活不安が広がっています。

このような状況の中、本村でも社会福祉協議会を中心として、ボランティア活動の育成及び小地域ネットワークを実施しているほか、地区公民館等を活用し、地域交流の活動拠点として高齢者を中心にサロン等を実施しています。しかし、平常時より組織強化に努めていても、未曾有の災害時には活動が困難になることを思い知らされました。災害時においても機能する組織体制づくりが急務となっています。

また、各地区の活動拠点の充実のため、キーパーソンとなる後継者の育成、子どもや障がい者も含めた活動の場の開催支援が必要となっています。

##### 【福祉サービスの充実とやさしいむらづくり】

行政の果たす役割としては、保健・医療・福祉が連携した福祉サービスの充実やバリアフリーのむらづくりも必要であり、本村でも公共施設の整備等に当たっては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れています。

また、熊本地震からの復旧、復興工事においてもユニバーサルデザインの視点を取り入れ、やさしいむらづくりについて住民の意識を向上させることが必要となっています。

### 2

#### 基本方針

社会的な支援を必要とする住民も地域社会の一員として自立した日常生活を営めるよう、住民自らの力で互いに支え合い、助け合う地域社会の構築を図ると同時に、やさしいむらづくりについて住民意識を醸成し、地域ぐるみの福祉環境づくりを推進します。

## 3

## 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉協議会の機能充実、災害時においても機能する組織体制づくりを推進します。</li> <li>● 地域福祉活動の場として、学校の空き教室や空き家、公民館等を活用した地域の誰もが気軽に集い、支え合う地域活動拠点の整備を図り、より一層交流・連携を深める地域福祉を推進するとともに、今後もキーパーソン会議の開催、先進地視察やモデル地区の選定及び活動の支援を行います。</li> <li>● 誰もがともに安全で決適な生活ができるやさしいむらづくりを目指して、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた公共施設、道路・住宅等の改善を図るとともに、ユニバーサルデザインに対する住民の意識づくりに努めます。また、計画の段階で専門家、当事者をはじめ広く意見をうかがうことで、やさしいむらづくりについての住民意識の向上を図ります。</li> </ul>

## 第3章 高齢者福祉

### 1

#### 現状と課題

##### 【在宅福祉の充実】

本村の高齢化率は、平成30年10月1日の住民基本台帳では29.6%となり、住民の3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

また、高齢者の単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯が増加するとともに、平均寿命は世界的にも最高水準に達しており、長い老後を過ごすこととなります。

平成27年度からの「西原村高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」をもとに、在宅医療・介護連携や介護予防・日常生活支援総合事業等に取り組んでいますが、平成30年度までに立ち上げたものがほとんどであり、実績としてはまだ出ていない状況です。

介護を要する人に対する介護サービスについては、地域包括支援センターを中心に社会福祉協議会等と連携をとりミニデイサービス、サロン等で情報提供を行っています。また、熊本地震にともない引きこもりがちになった人等については、被災者の見守りを目的とした「地域支え合いセンター」を設置して支援を行っています。

平成27年度から地域包括支援センターの運営を「西原村社会福祉協議会」へ委託しており、平成30年度に保健師を採用し、保健、介護、福祉の3分野で専門職を配置することができました。

また、生活支援コーディネーターも平成30年度から配置しており、地域包括支援センターの運営体制の充実を図っています。

##### 【生きがい対策の充実】

高齢者の豊富な知識や経験を活かした活動の場として、シルバー人材センターでの活動やサロン活動の世話役として活動されるシルバーヘルパー養成講座等を行っています。

また、レクリエーション活動への参加促進に向けた取り組みとして、誰でも楽しめるイベントを行い、参加者全員が笑顔で過ごせるよう工夫を行っています。

### 2

#### 基本方針

高齢者が健康で生きがいを持って明るく暮らせる社会を実現するため、介護予防、自立支援及び重度化防止、地域ケアの推進、介護・福祉サービスの充実として、これまでの経験を活かした生きがい・健康づくりに努めます。

## 3

## 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 在宅福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、介護状態にならないための介護予防事業に今後も継続して取り組みます。</li> <li>● 具体的には、これまでに立ち上げた、総合事業等に積極的に取り組み、自立支援、介護予防・重度化防止等に向けた施策として、介護予防と高齢者の生活支援の担い手として、介護予防サポーターの拡大に取り組みます。また、高齢者の社会参加の促進や介護予防のための通いの場として「スーパーサロン」の拡大を図ります。</li> <li>● 介護保険制度の仕組みや介護保険サービスが住民に理解されるよう、広報誌や村のホームページの活用、ミニデイサービスやサロン等の機会を通して、周知・啓発に努めます。また、村内外の介護保険サービス事業所の情報を入手できるよう、国、県、事業所と連携して、介護サービス情報公表システムの活用及び周知を行います。</li> <li>● 地域包括支援センターでは、高齢者の通いの場づくり、認知症施策の充実、在宅医療と介護との連携等、地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な取り組みを推進します。また、地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、運営の改善方策を検討します。</li> <li>● 就労意欲のある高齢者の方は、シルバー人材センター等で、これまで培った技術、資格、経験等を活かしながら活動されており、この活動が高齢者の生活支援を担うことができる仕組みづくりにつながるよう検討します。また、寿生大学や生涯学習講座を開催し、高齢者の生きがい探し、仲間づくりを促進します。併せて、高齢者が興味や意欲を持って自主的に介護予防に参加できる機会の増加を図るため、公民館等を活用し、介護予防の拠点としての通いの場づくりを推進します。</li> </ul>



# 第4章 :: 子育て支援

## 1

### 現状と課題

#### 【子育てを取り巻く状況】

少子化社会といわれて久しい中、その要因として未婚化・晩婚化、若年層の転出、子育て不安、経済的不安等が考えられます。また、子どもの養育環境においても核家族化、ひとり親家庭の増加、勤務時間の多様化等の家庭の養育力の低下がみられ、これらの問題が児童虐待につながっているケースもあり、少子化対策、子ども・子育て支援においてはこれらの問題を解決していく必要があります。

#### 【子育て支援サービスの充実】

本村では、土曜保育や延長保育の充実により、就労形態の多様化に対応しています。しかしながら、0歳から2歳児の入所が多くなり、全体的な割合も40%近くを占めるようになりました。これにともない、保育士不足が発生している状況です。

また、支援の必要な子どもも増えてきており、必要なサービスが受けられるよう検討が必要です。

子育てサロンについては、働く女性が増えたことによりニーズが減少し、子育てひろば開設にともない終了しました。

子育てひろば開設後は、ひろばにおいて被災者支援訪問事業の一環として子育てについての相談や親のケアに努めています。

また、子育てひろばは、平成30年度より阿蘇こうのとり保育園（民間）に委託し、施設については民間施設を借りて運営しており、子育て家庭の孤立の回避に努めています。

保育園と小学校間の連携として、お互いに訪問したり会議を開催しながら、情報交換と情報共有を図っています。

#### 【学童クラブの充実】

放課後健全育成事業（学童クラブ）については、共働き家庭の増加にともない利用希望者が年々増加していますが、指導員不足にともない長期休暇中の受け入れが厳しくなっています。そのため、随時、指導員の募集を行っていますが、働き手がおらず、指導員不足の解消には至っていません。

## 2

### 基本方針

子育て支援体制の充実による児童の育成環境を整備するとともに、地域と家庭、関係機関との連携のもとに、次世代育成を行います。

## 3

## 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育園については、国の政策である「無償化」により、今後一層、0～2歳児の入所が予想されることから、保育士を取り巻く環境の充実を図ります。</li> <li>● 関係機関で子育て支援体制を協議し、必要なサービスの拡充を図ります。【重点】</li> <li>● 保育園と連携し現場で必要な保育士数の正確な把握、確保に努めます。【重点】</li> <li>● 必要な保育士（看護師）の募集を行い、臨時や派遣等も含めて保育体制の維持確保を図ります。【重点】</li> <li>● 2園の保育園の交流及び各小学校1年の担任との連携により、生活や学習についてより良い環境づくりを図ります。【重点】</li> <li>● 今後も子育てひろばにおいて、子育てについて気軽に相談し合える環境づくりを図ります。</li> <li>● 今後も継続して民間委託し、支援の拡充を図ります。【重点】</li> <li>● 放課後健全育成事業（学童クラブ）については、施設の拡張や特別支援児童への対応も含め指導員不足の解消に努めます。【重点】</li> </ul>

指標名	実績値 (2017年度)	目標値 (2019年度)
待機児童数	0人 (H29)	0人 (H31)
学童クラブ利用率（利用者数/利用申込者数）	100% (H29)	100% (H31)
学童クラブ利用率（入所者数/入所希望者数）	100% (H29)	100% (H31)
子育てひろば利用者数	2,046人 (H29)	4,000人 (H31)
子育てひろば主催講座・交流会参加者数	108人 (H29)	300人 (H31)

# 第5章 :: 障がい福祉

## 1

### 現状と課題

#### 【障がい福祉を取り巻く状況】

障がい福祉サービスは、身体障がい・知的障がい・精神障がいといった障がいの種別にかかわらず必要とするサービスが利用できるよう、共通の制度で提供される仕組みとなっていますが、障がいを有した時期や原因、障がいの特性や程度等はそれぞれ異なります。個々の障がい者の多様な生活状況に応じて適切なサービスを提供することが重要です。

#### 【障がい者支援の充実】

本村では、乳幼児健診や住民健診等を通して指導相談が実施されており、特に5歳児健診は早期療育の要として、小学校入学に向けて大きな役割を担っています。

そのため、通所受給者数が増えており、支援が必要な子どもたちへの早期支援につながっています。

いつまでも住み慣れた地域で安心して日常生活・社会生活を送れるよう地域懇談会を身体、知的、精神障がい者を対象に行っており、制度説明を行うとともに、手帳交付時や健診等で障がい福祉サービス等について案内を行っています。

障がい者が快適に日常生活を行えるよう、適切なサービスの提供を行うため関係機関との連携強化に努めています。

住民の理解を深め、ともに生きる社会の実現のため、障がい福祉に関する情報を広報誌に年に2回程度掲載しています。

## 2

### 基本方針

障がい者の暮らしを支える体制の充実と障がい者に対する理解を深め、障がい者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活し、社会参加できるむらづくりを推進します。

## 3

## 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 障がい者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児期から高齢期までの各種健診や指導・相談体制等の充実を図り、障がいの早期発見、早期治療を図る等適切な支援につなげます。また、巡回相談支援を阿蘇圏域で行い、より適切な支援につなげます。</li> <li>● 障がい者が快適な日常生活を送れるよう、引き続き障がい福祉サービス等の提供体制の充実を図るとともに、地域懇談会等で障がい福祉サービス等について周知します。</li> <li>● 学齢期のみならずライフステージを通して地域で相談や支援が受けられるよう関係機関の連携強化を推進します。</li> <li>● 障がい者に対してより多くの住民の理解を深めるため活動報告、障がい福祉制度について広報等を通して周知します。</li> </ul>

# 第6章 :: 社会保障

## 1

### 現状と課題

#### 【社会保障制度を取り巻く状況】

急激な少子高齢化による人口構成の変化と人口減少が、社会全体に深刻な影響を与える事が懸念されています。このため、本村においても社会保障制度の安定化・健全化等を国に要請しながら、適正かつ効果的な制度運営に努める必要があります。

#### 【国民健康保険の安定的な運営】

特定健診の受診率の向上のためには、受診機会を確保する必要があることから、個別健診の実施・集団健診の休日実施を行っています。

また、保険・介護・保健衛生・福祉部門と保健・健康医療情報の共有化を図るとともに、村広報誌による健康に関する啓発を行い、健康意識の向上を図っています。

#### 【国民年金制度の啓発】

年4回程度、広報誌やポスター掲示による年金制度の周知を図り制度の理解を推進するとともに、年金事務所と連携した相談体制の維持を図っています。

年金の資格取得時に、チラシを使った口座振替の促進・前納制度の案内を行うとともに、学生や退職等の理由により、支払いが困難な資格取得者については、免除や納付猶予等の制度を案内し、未納対策を図っています。

## 2

### 基本方針

住民が将来にわたって健康で不安なく、安心して暮らせるように、国民健康保険制度及び国民年金制度等の周知と適正な運用を図ります。



### 3 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 国民健康保険の安定的な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関と連携して保健・健康医療情報の共有を行い、地域の健康課題をさぐり、健康の向上に努めます。</li> <li>● 健診機会の確保のための個別健診実施機関の増加、また、健康意識の向上を図るための広報誌への掲載及び「すこやか国保」の配布による健康に関する啓発を行います。</li> </ul>
2. 国民年金制度の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報誌等を活用し、制度に適した速やかな情報提供、啓発活動を行うとともに、窓口における相談体制の充実に努めます。</li> <li>● 資格取得時に口座振替やクレジットカード、前納制度の周知を図るとともに、支払いが困難な加入者についても、免除や納付猶予等の制度周知を図り、未加入者・未納者の減少に努めます。</li> </ul>

## 第5編

# 教育・文化の向上

# 第1章 :: 学校教育

## 1 現状と課題

### 【地域と連携した教育内容の充実】

両小学校では、保護者や地域住民に読み聞かせや学習支援活動を積極的に行っていただき、学力の向上に寄与していますが、ボランティア人材の確保が課題となっています。

急激な社会の変化や生活環境の変化に対応できるように、子どもたちの生きる力として確かな学力と豊かな人間性そして健康と体力の向上を目的に、学習意欲の向上を図りながら「生きる力」の醸成に向けた教育活動を実施しています。

授業参観や学校公開については、積極的に行うとともに、体験的活動を推進してきました。また、地域人材や保護者の参画を得て、学習支援や読み聞かせ、学校行事やPTA活動の充実を図ってきました。

「にしはらっ子元気プラン21」に基づき、学校・教育委員会・地域において、児童・生徒における体験活動を通じた各種取り組みを実施しています。また、家庭教育においては、保護者への教育情報の提供の場を設け、周知を図っています。

### 【それぞれの子どもに合った教育の充実】

近年の子どもの成長過程における多様性を鑑み、共生社会を目指したインクルーシブ教育の推進と同時に、UD（ユニバーサルデザイン）や合理的配慮に基づいた一人ひとりの子どもたちに合った就学支援や教育環境の整備を実施行っています。また、家庭での教育環境を含めた情報提供を行い、家庭教育における重要性の啓発に努めています。

就学前においても、教育活動の情報提供を行い、保育園、小学校、中学校と連携した情報の共有を実施し、わかりやすい人格形成のシステム化を推進しています。また、教育内容についても、授業改善を図りながら教育内容を検討し、連続性を高める教育を展開しています。

### 【コミュニティスクールの推進】

各学校の学校支援協議会を設立し、コミュニティスクールを推進しています。平成30年度から地域学校協働活動事業により、推進員を1名配置し、学校と地域をつなぎ、学習の場の提供を展開しています。また、青少年健全育成関係者等も整備し、様々な活動への協力を取り付けるとともに、登下校を中心とした村全体での見守り体制の構築を行っています。

### 【防災教育と熊本地震後のケア】

熊本地震を風化させない取り組みの継続と防災教育の推進及び子どもたちの精神的ストレスの軽減化が急務となっています。

### 【河原小学校の少子化対策】

人口減少・高齢化に基づく地域間格差を乗り越え、一人ひとりの子どもたちが活躍し、安心し

て暮らせる持続可能な社会の実現を目指します。その中において、河原小学校の学校教育の充実とともに減少傾向にある児童数を反転増加させる取り組みが必要です。

### 【学校教育施設の整備充実】

学校施設（校舎）の耐震化及び屋内運動場の非構造部材の耐震化については、平成27年に完了しています。また、山西小学校及び河原小学校については、給食室のドライ化が完了しています。体育館及び運動場の開放については、既に行っています。

山西小学校及び河原小学校においては、パソコン室の機器更新時期に合わせてキーボード付きタブレットをリースで導入しています。また、各学校の普通教室分の電子黒板及び各学校へのデジタル教科書については、すべての普通教室への整備が完了しています。

## 2 基本方針

地域と連携して学力向上、体力向上や基本的生活習慣、規範意識の確立を図り、将来を担う人材を育成します。

## 3 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域学校協働活動推進本部を立ち上げ、学校・行政・地域で協力しながら、さらなる教育内容の充実を目指します。また、指導主事の配置による授業改善への推進による学力向上に向けた取り組みをさらに推進するとともに、自ら考え判断し、行動できる子どもの育成を目指します。また、社会変化に柔軟に対応できるよう発想力や企画力を高めることができるような教育の展開を図ります。【重点】</li> <li>● 教育委員会主導によるふるさと塾等の体験学習を展開し、今後はさらに学校との連携を密にします。</li> <li>● 西原村で育つ子どもたちは、西原村の地域で支えることを基礎として、学校で人格形成の根本となるコミュニケーション力を目指す教育を中心に、地域での体験活動を通して、地域愛を育むことを目的に、ふるさと塾を中心とした活動を実施します。また、保護者や地域住民に対して活動への参加を促し、今後の宝である子どもたちの健全育成を視野に入れた情報提供等の活動を推進します。【重点】</li> <li>● 地域・学校・家庭が連携して、一人ひとりの子どもの教育を推進するシステムを構築します。また、それぞれの子どもたちに合わせた教育（特別支援教育）を推進するとともに、教育に必要な施設の整備・更新・長寿命化等も長期計画を立て、計画に基づき実施します。【重点】</li> </ul>

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育支援会議を経た就学前からの一人ひとりの子どもの教育課題等の把握と情報の共有に努め、小中学校へとつながる教育の推進に努めます。また、不登校児童・生徒についても、適応指導教室を開講して不登校解消に向けた取り組みを行います。【重点】</li> <li>● 平成31年度から、学校支援協議会による学校運営に地域の意見を取り込んだ活動を展開します。これまでの「ふるさと塾」もさらに充実を検討し、子どもたちへのふるさとのすばらしさを体感できる企画を検討します。【重点】</li> <li>● 熊本地震を教訓とした、防災教育を進めます。</li> <li>● これまで取り組んできた『特認校制度』の認知度を高めるための活動と、制度に関連した村独自の施策の効果的な活用にも努めます。</li> </ul>
2. 学校教育施設の整備 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校舎窓ガラス等については、耐震・防断熱機能を備えたガラスサッシへの更新を検討します。</li> <li>● 西原中学校の給食室（ランチルーム含む）の改修では、新築を検討します。</li> <li>● 指定避難所でもある山西小学校及び西原中学校の屋外トイレの改修を検討します。</li> <li>● 中学校のパソコン室の機器の更新時期に合わせて、機器の更新を計画します。また、教育環境に合わせた、児童・生徒数に応じたタブレットの整備については、周辺町村の動向や、導入済みの市町村の効果等を踏まえて検討します。</li> <li>● デジタル教科書を使用した授業の展開を教職員等に指導し、教師の質に左右されない教育の質の向上を図ります。</li> </ul>



指標名	実績値 (2017年度)	目標値 (2019年度)
学力調査結果	+2.0 (H29)	全学調全国比 小6国+3.0 小6算+3.0 小6理+3.0 中3国+3.8 中3数+5.6 中3理+7.3 (H31)
Q-Uの結果【小学校】	満足群 57.6% 不満足 13.3% その他 29.1% (H29)	満足群 65.0% 不満足 13.0% その他 20.0% (H31)
Q-Uの結果【中学校】	満足群 73.3% 不満足 12.0% その他 14.7% (H29)	満足群 74.0% 不満足 12.0% その他 14.0% (H31)
就学支援・教育相談実施回数	5回 (H29)	連携会議5回 教育相談随時 教育支援委員会3回 放課後こどもプラン運営 委員会3回 教育懇談会10回 (H31年)
不登校児童数	4人 (H29)	0人 (H31)
学校支援者数	15人 (H29)	18人 (H31)
ふるさと塾参加者数	300人 (H29)	290人 (H31) (該当学年児童生徒総数)

# 第2章 :: 生涯学習

## 1

### 現状と課題

#### 【生涯学習拠点の整備と活用】

本村では、平成22年度に生涯学習センター「山河の館」を開館し、現在は教育長が館長を兼ねており、各種イベント等を展開しています。(毎週土曜日は閉館しています。)

生涯学習講座については、通年にわたり、講座開講の募集を行い、条件が整えば、翌年の講座開講ということで、開催しています。

また、主催講座、自主講座を開講し、住民の学習意欲の向上に努めていますが、受講生の主体性を養う施策が求められています。

自主講座については、その講座の活動経費の一部として補助金を支給しており、自主的な活動が継続して行われている状況です。

講座の成果は、毎年11月に開催している「西原村文化祭(ふれあいまつり)」で各講座の発表・展示を実施しています。

また、西原中学校において、老人会とタイアップした伝承会を開催しています。

## 2

### 基本方針

住民一人ひとりに自発性や主体性を基礎にした学習活動・交流活動を促進するため、多様化・高度化するニーズに対応した内容・機会の充実と、活動拠点となる生涯学習センター「山河の館」における生涯学習講座の開講等、各種事業の充実を図ります。

## 3

### 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 生涯学習拠点の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習センターは、管理面も含めた検討を行い、今後は指定管理者等も選択肢のひとつとして検討します。また、住民のニーズ等を把握し、開館日等の調整を行い、住民が利用しやすい施設を目指します。</li> <li>●生涯学習講座については、施設・時間帯等様々な面でクリアしなければならない問題はありますが、少しでも住民のニーズに合った講座の開講に努めます。</li> </ul>

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 生涯学習拠点の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 村内外から、様々な講師にアプローチし、ニーズに合った講座開設を目指すとともに、それぞれの講座が自主活動に持続・発展するように助言指導を行います。【重点】</li> <li>● 西原村文化祭については、にしはらふれあい祭り時に合わせて開催しており、住民へのPRとしても、今後も継続します。</li> <li>● 教育委員会主導の講座（直営の講座）も含めて、それぞれの講座が独自での運営ができるよう指導・助言を行うとともに、バックアップ体制の整備を行います。</li> <li>● 社会福祉協議会が取り組んでいる伝承会は、今後も、生徒と老人会のコミュニティの場として継続していきます。少子高齢化や人口減少にともなって希薄化する世代間交流の風潮をストップさせるとともに、これまで以上に促進します。</li> </ul>

指標名	実績値 (2017年度)	目標値 (2019年度)
講座参加者数	40人 (H29)	50人 (H31)

# 第3章 :: 青少年育成

## 1

### 現状と課題

#### 【青少年を取り巻く状況と社会教育、体験活動の充実】

少子高齢化や核家族化、夫婦共働き家庭の増加等、子どもを取り巻く家庭環境及び社会環境は近年急激に変化しています。このような社会環境の変化を要因として、家庭や地域におけるしつけや、手伝い（体験）の機会は減少しており、青少年に対する社会教育や様々な体験活動の機会を提供することは以前と比べより重要になっています。

本村では、にしはらふるさと塾の開催を通して、体験活動等を行い、西原村のすばらしさを実感できるプログラムを実施しています。

また、児童・生徒の登校・下校時には、地域での見守り活動が行われています。

しかし、地区によって活動への取り組みに温度差があり、地域間格差が発生しています。

#### 【青少年を育てる環境づくり】

近年、携帯電話やインターネット等の各種メディアの著しい発達と普及により、青少年が有害な情報等に容易に接触できるようになるとともに、有害サイトを通して子どもが犯罪に巻き込まれる危険性が大きな問題となっています。

学校及び図書室のパソコンでも有害サイト等への接続を防止するフィルタを設置し、有害情報から子どもたちを守っています。また、各学校で、熊本県の取り組み等を継承し、様々な情報提供や指導及び大津署のサポーター等による指導も定期的を実施しています。

また、いじめや非行等のサインに気づき、重大な問題に至る前に防止するためには、子どもたちの社会構造や考え方についても大人が学び、子どもを見守る力を養うことが大切です。また、地域で行われている一日一汗運動や地域内での見守り等による、子どもたちの安心安全の確保がますます重要になってきています。

## 2

### 基本方針

子どもを取り巻く社会環境の変化に柔軟に対応し、学校、住民、行政がともに、青少年を見守り育てることを意識し、大人や地域への支援や働きかけ、家庭への支援及び指導者の育成を通して一体的に青少年の健全育成を図ります。

## 3

## 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 社会教育、体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校・地域住民・行政が手を組み、子どもたちの体験学習を継続できる仕組みを検討します。</li> <li>● 分館長向けの研修会等を実施し、本来の分館長としての職務や役割、地域における必要性を周知します。</li> </ul>
2. 青少年を育てる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもたちの生活の変化を把握し有害サイト等が子どもの健全な成長に影響を及ぼさないような指導に努めます。</li> <li>● 携帯電話やインターネットを利用する際のルールやマナー及び危険性についての啓発を図ります。また、日々刻々と変化する新しい情報を提供し、子どもたちが犯罪や事件に巻き込まれないように、児童及びその保護者等への指導を徹底します。</li> <li>● 地域での声かけ運動や講習会等を通して、大人が青少年の健全育成に関心を持ち、積極的に関わるための体制づくりと啓発を進めます。さらに、地域で子どもたちを守るという意識づけを今後も続け、安心安全な村づくりを進めます。</li> </ul>



# 第4章 :: 文化・芸術

## 1

### 現状と課題

#### 【文化・芸術を取り巻く状況と文化・芸術の意識高揚】

文化・芸術は、人の心に潤いを与え、人生のいろいろな場面において活力を与えてくれます。また、子どもの頃からそれらに触れて育まれる感性は、将来培っていくライフスタイルを豊かにし、人生を送る上での大きな財産となることから、日頃から文化・芸術に触れる機会を持つことは、住民の文化・芸術への意識を高めていくためにも必要です。

本村では、生涯学習センター「山河の館」において生涯学習の場を提供しており、ふれあい祭り・夏祭り時に学習成果の発表や展示をしています。また、西原村文化祭を開催し、個人での活動の作品等の展示を実施しています。

自主講座については、連絡協議会を設置し講座間の連携等を図っています。

西原村文化祭では、団体での発表の場を設定するとともに、自主活動講座への運営補助金を交付し、活動に対する支援を行っています。

#### 【文化財の復旧・保全と活用】

熊本地震の影響で、様々な文化的施設が被災しましたが、各地域のご協力により復旧に向けた歩みを着実に進めています。文化的価値のある建物や史跡等を後世に残すために村指定文化財への指定を視野に入れた取り組みを行っています。

また、熊本地震後、古民家の部材を利用して、古文書の分析等のイベントを開催しています。

なお、村指定文化財の復旧に取り組んでいますが、修復には地元負担をとまなうことから、復旧がなかなか進んでいない状況です。

また、埋蔵文化財については、生涯学習センター図書室において、定期的な展示内容の入れ替えを行いながら常設展示しています。

広く多くの住民に見学してもらえるよう現在もガラスケースに入れて山河の館の図書室で埋蔵文化財の展示を行っています。

熊本地震後、希少植物等の巡回をお願いしている方々も被災したことにより、希少植物パトロール等の巡回はできていない状況となっています。

なお、平成22年10月に「西原村誌」を刊行し、西原村で文化財の講演会等があるときに後方で村誌のPRを行っています。

## 2

### 基本方針

住民の文化・芸術に対する意識を高揚し、文化・芸術活動拠点の適正な管理運営を進めるとともに、従来からの文化・芸術活動の支援と新しい文化を築く活動を推進します。

また、文化財の環境整備と復旧、保存をしながら文化の継承に努めます。

### 3 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 文化・芸術の意識高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習の一層の充実のため、将来的には生涯学習センター「山河の館」は、指定管理者制度等も視野に入れ、住民にとって最善の管理方法を模索します。</li> <li>●文化活動については、住民に周知する機会を設け、それぞれの活動の周知を図るとともに、それぞれの活動がやりがい等を持てるような施策を展開します。</li> </ul>
2. 文化財の保護と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財の状態を定期的に調査し、適切な保管の指導、協力を行うとともに、今後も定期的な村内文化財の巡回を行い、環境整備等適切な処置を行います。</li> <li>●村内の文化関係者との交流をさらに深めることにより、村内に残された文化的価値のある史跡等の掘りだしに努め、住民全体の機運を高める施策を実施します。また、村指定文化財の指定及び保全についても指導助言を行いながら、後世に残す役目を果たします。</li> </ul> <p><b>【重点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地元と協議しながら、文化財の復旧について県の復興基金を活用しながら、取り組みます。</li> <li>●地域コミュニティ再構築のため、神社や堂、祠等の復旧を支援します。(鳥子神社(三の宮)、下小森神社(二の宮)、宮山神社ほか)</li> <li>●文化財や調査結果については、史跡めぐりや展示会等のむらづくり活動への積極的な活用を図ります。</li> <li>●埋蔵文化財については、熊本地震後の試掘調査件数が増えていることから、円滑な事務に努め、埋蔵文化財の積極的な周知に取り組みます。</li> <li>●地域にある文化財については、地域コミュニティの場として活用できるよう修復の促進に努めます。</li> <li>●村内に賦存する巨木や希少動植物等については、レッドデータブックに載るような希少植物もあることから、今後、定期的に巡回を行い、調査や保全に努めます。</li> <li>●西原村誌については、在庫もまだあるため、今後も講演会等が開催される際に、学習や研究に活用してもらえよう販売促進に努めます。</li> <li>●熊本地震の記憶を継承する「語り部」を育成します。</li> </ul>

指標名	実績値 (2017年度)	目標値 (2019年度)
村文化財の保全事業への支援件数	3件 (H28)	5件 (H28～H31)

# 第5章 :: スポーツ

## 1

### 現状と課題

#### 【スポーツを取り巻く状況】

健康志向の高まりで、スポーツ人口の割合は増加しています。その一方で、子どもの体力や運動能力の低下が問題となって久しく、壮年期では運動する人としない人の二極化が指摘されています。

#### 【生涯スポーツの推進】

本村では、子どものスポーツにおいては、学校の部活動を中心に行われており、種目によっては、近隣市町村の民間クラブ等へ通う子どももいる等、その活動は多様化しています。これまでのところ郡内の他地域に比べて、総合型地域スポーツクラブの設立は遅れていますが、今後は、このように多様化しているニーズに沿えるようきめ細やかに対応していく必要があります。

また、村内の各種スポーツ団体の活動を引き続き継続的にサポートするとともに、施設の利用等についても長期的な活動ができるように展開しています。

全国大会等の出場者には、横断幕を作成し、広く住民に周知するとともに、大会出場経費の補助として「全国大会等出場者激励金」を支給し、全国レベルの選手等のサポートを行っています。

西原村スポーツ推進委員会を通して、村主催のイベントで周知等を行うとともに、普及や実践を行い、スポーツを通しての地域コミュニティづくりに寄与しています。

また、各地区の分館長及びスポーツ推進委員を中心に、農繁期を外した時期に合わせた各種スポーツイベントを実施していますが、近年生活環境の変化による、各家庭の余暇時間の減少等の影響で参加者数の減少がみられます。

なお本村の主な体育施設である、「西原村農林漁業者トレーニングセンター」は、平成28年熊本地震で被災し、利用ができない状況になっています。

## 2

### 基本方針

日常の生活の中で様々なスポーツに触れ合い、体力や年齢、目的等に応じて、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツを楽しめるよう、多様なニーズにきめ細やかに対応できるスポーツ環境を整備し、生涯にわたって元気に暮らせるスポーツ社会の実現を図ります。

## 3

## 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●西原村体育協会の活動のさらなる促進とスポーツに対する住民の意識づけを行い、健康的な生活が送れるようスポーツの面からサポートできる体制を整備します。</li> <li>●様々なニュースポーツの情報発信と普及啓発により、余暇時間の有効活用を推進し、子どもから高齢者までが楽しめるとともに、運動の重要性と健康づくりを関連づけて、各種イベントを開催します。また、ニーズに合った施設設備の整備等や競技スポーツの振興も併せて実施します。【重点】</li> <li>●生涯元気な西原づくりを目指して、各地域におけるスポーツの振興による地域活性化を広く周知し、今後の健康づくりとコミュニティづくりに寄与します。</li> <li>●総合体育館等の建設については、既に完成している基本計画を現状の住民ニーズに合うように見直し、今後、建設される総合体育館に反映されるよう働きかけを行います。</li> </ul>
2. 指導者育成等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在のクラブチーム等の指導者を含め、村内の各競技の指導者や有識者等（スポーツボランティア）のさらなる発掘及び指導者等の活躍の場を提供し、住民に広く周知する機会を設けるとともに、新しい人材の発掘にも力を入れます。また、スポーツボランティアの育成も併せて行います。</li> </ul>

指標名	実績値 (2017年度)	目標値 (2019年度)
スポーツイベント等参加者数	1,000人 (H29)	1,200人 (H31)

# 第6章 :: 人権・同和

## 1 現状と課題

### 【人権問題を取り巻く状況】

これまで人権・同和教育の啓発については、学校教育・社会教育及び就学前教育における人権教育の取り組みや地域及び村内各種団体等、草の根的な啓発活動や研修事業の推進に努めてきました。

今世紀は「人権の世紀」といわれるように、人権に関する様々な国内外の情勢と、これまでの経過から、確かに人々の人権意識は高まってきたといえます。

しかしながら、近隣の市町では依然として様々な人権侵害、差別問題は後を絶たず、インターネットを利用した事案においては深刻な社会問題となっているものもあります。

### 【学校教育での人権教育】

本村では、人権問題を身近な問題として取り組み、子どもたちの人権意識の高揚を図るための教育を実施しています。

また、学校の「道徳」の授業を中心に、すべての教育活動を通じて相手を思いやる心を育むための教育の実践に努めています。

さらに、西原村人権フェスティバルを開催し、学校での人権教育の内容を住民に広く周知を行い、それぞれの年代での多様な問題を提起しています。

西原村人権同和教育推進協議会学校部会内でも、人権問題について、研修会等を実施し、人権感覚の醸成に力を注いでいます。

### 【社会教育での人権教育】

本村では、人権週間に合わせて人権フェスティバルを開催し、児童・生徒の人権作文発表等を通して、子ども目線からの課題の提起や講演会等による学習機会を提供しています。

また、郡人教・県人教・部落解放同盟等の研修会に、教育委員会及び行政・学校・保育園関係等多種にわたる役職の人たちに参加を呼びかけています。また、広報誌に、毎月、人権問題に関する記事を掲載し、住民に広く周知を行っています。

各種イベント等に分館長をはじめとした地域住民を案内し、人権問題を提起して、人権問題に対する理解を深める施策を実施しています。

年1回、村人権同和教育推進協議会総会を開催し、各部会での活動内容等を周知して、今後の施策につなげています。



## 2

## 基本方針

西原村人権教育・啓発基本計画に基づき、「人権を尊重し、人の多様性を認め合う生涯元気な西原づくり」を進めるため、学校及び地域が一体となり、日常のあらゆる場面で、総合的かつ効果的な教育、啓発活動の推進に努めます。

また、同和問題をはじめとするあらゆる人権侵害・差別問題の解消を目指す啓発事業の推進に取り組めます。

## 3

## 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 学校での人権教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒にしっかりと寄り添い、一人ひとりを大切にした教育に努めるとともに、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、様々な諸問題について、学習する機会を提供し、人権意識の高揚や人権感覚を培います。</li> <li>● 児童・生徒が明るく楽しい学校生活を送ることや人権教育の効果を上げるため、「道徳」の授業を中心にすべての教育活動を通して、これまで以上に相手を思いやる気持ちや感謝の心等、人間として持つべき感覚を養います。</li> <li>● 住民に、人権問題を広く周知する場として「人権フェスティバル」を継続して開催し、西原住民のさらなる人権感覚の醸成を図ります。</li> <li>● 学校人権同和教育部会において、テーマを設定し実践に取り組むとともに、子どもを見つめる大人の人権感覚の醸成に努めます。</li> </ul>
2. 社会での人権教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報誌での掲載をはじめ防災無線等、様々な手段を駆使し、人権問題の広報活動を推進します。</li> <li>● 地区公民館活動や社会福祉協議会との連携のもと、人権問題に対する正しい知識と理解を周知するとともに、多方面にわたって広く呼びかけを行います。</li> <li>● 保育園・小中学校・行政等すべての地域住民が参加して良かったと思うような人権フェスティバルを開催することで、住民の人権に対する理解を深めます。</li> <li>● 各種研修会・研究大会へ多数の住民が参加していただけるように広く周知を図ります。</li> <li>● 年1回の西原村人権同和教育推進協議会総会の開催を通じ、新たな気づき等によりさらなる人権感覚の醸成につなげます。</li> </ul>



## 第6編

# 協働・施策の推進

# 第1章 :: 住民との協働

## 1

### 現状と課題

#### 【協働のむらづくりを取り巻く状況と住民主体のむらづくり】

地方分権が進む中、地域住民が自らの暮らす地域のあり方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく協働のむらづくりを実現することは必須条件であると考えられます。

本村における「むらづくり」については、地域の人口規模等に応じて配分する「地域づくり推進補助金」を通して地域の独自の活動に助成しており、この制度により、地域づくり補助金の活用や用途を、地域が考える契機となっています。

しかし、制度実施から約10年経過する中で、物品購入等が著しいことや以前からの地区行事等が多い等内容が固定化してきています。

平成30年度に、「地域づくり推進補助金」要綱を見直して、地域づくりの取り組み目的に即して、補助金交付対象外費用を明確にしましたが、地域づくり活動の普及や啓発のためのシンポジウム・フォーラム等の開催は未実施の状況となっており、内容等の精査や目的を明確化する必要があります。

また、年1回、各地区の区長を集め、1年間の予定事業の案内や各種依頼を行っています。その中で地域づくり補助金の趣旨説明を行い、地域の課題解決につなげていけるよう説明、助言を行っています。

また、「地域づくり推進補助金」制度において、役場職員を各地域の「地域づくり推進員」として配置しており、各地区での本補助金活用検討への助言等行っていますが、各地域の運営組織や考えに温度差があり、その地域格差をどう埋めるか、さらには、活動の主体となるむらづくり団体やリーダー育成をどうしていくかが大きな課題となっています。

村内でむらづくりや地域おこし活動をしている団体を参集し、(仮称)地域づくり協議会等の組織化を図る必要がありますが、むらづくりや地域おこし団体等の育成ができていないため、実施できていない状況となっています。

地域づくりの中心になるものが地域のコミュニティであり、これまで各集落の集会施設等の拠点施設を通して、様々な地域づくり活動が行われてきました。また、コミュニティ再生には地域に根ざした事業の推進が必要となっています。

パブリックコメントについては、各課個別に対応しており、要綱制定は全庁的な合意形成を図りながら取り組む必要があります。また、各種計画策定時の委員選出規定等住民参加システムの手法についても全庁的な合意形成を図りながら取り組む必要があります。

#### 【住民活動拠点の整備・充実】

本村では、現在、地域からの地区公民館新設等の要望に対して地元負担等も含めた財源の確保

等が課題となっており、地区公民館等新設の前提条件を検討する必要があります。

### 【地域づくり補助金の活用】

地域づくり補助金の活用により、集落内でのコミュニケーション強化につなげようとしたが、ハード整備等による運用が多くなっています。このため制度を見直し、本来の目的である地域づくりにつながる事業の実施を促進するための助言指導を行う必要があります。

## 2 基本方針

「住民が主役である」という視点のもと、住民・民間・行政が、お互いの立場を認め尊重することを前提として、自立した対等の立場で協力し合う「協働のむらづくり」を推進します。

## 3 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 住民主体のむらづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域づくり補助金の目的に即し、地域での人と人とのつながり強化に結びつけるため、他の地域での取り組み事例などの提示や助言を通して、地域づくり事業の活性化を図ります。【重点】</li> <li>● 「地域づくり推進補助金」制度の補助交付対象事業を、地域づくりの取り組み目的に特化する等の検討を行うとともに、地域づくり活動の普及や啓発のためのシンポジウム・フォーラム等を地域づくり活動報告会も兼ねて開催し、活動団体の意見発表の機会を設けます。</li> <li>● 地域の取り組み格差が出てきており、地域の取り組みについて事例の紹介等を踏まえて、各地域が自主的に活動し地域づくり活動ができるよう取り組みます。【重点】</li> <li>● 地域づくり推進補助金交付団体を地域づくり団体として登録し、今後の地域づくり活動団体の組織化を図ります。また、登録団体のリーダーの育成を図ります。</li> <li>● 地域づくり協議会等の設置により、地震直後からの住民の復興意欲を大切にしたむらづくりを進めます。また、セミナーの開催や女性が中心となり自然や特産品等を活用した住民総参加によるイベントを実施します</li> <li>● パブリックコメント制度実施要綱制定・各種計画策定時の委員選出規定等住民参加システムの手法について検討します。</li> </ul>
2. 住民活動拠点の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動の拠点である公民館等の施設整備のために、助成制度等を検討します。</li> </ul>



主要取り組み施策	取り組み内容
2. 住民活動拠点の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した集落の集会施設等の建設及び復旧を支援します。(古閑、馬場、袴野、桑鶴、大切畑、風当、万徳、下小森、新所、出の口、宮山、日向、布田、高遊、西原台、士林、秋田、田中、門出、星田、滝等の地区)</li> </ul>

指標名	実績値 (2017年度)	目標値 (2019年度)
講演会・シンポジウム等の参加者数	7人 (H28)	160人 (H28-H31)

## 第2章 :: 男女共同参画社会

### 1

#### 現状と課題

##### 【男女共同参画を取り巻く状況】

わが国の男女共同参画については、男女雇用機会均等法をはじめとした女性に関する国内の法律や制度の条件整備が国際社会における取り組みと連動しながら進められてきました。しかしながら、これまでの社会通念や慣習による男女の固定的な役割分担意識は根強く残っています。

一方で、今日の私たちを取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や情報社会の高度化、また、家族形態の多様化や長引く経済不況等、大きな課題や深刻な問題をともないながら急速に変化しています。

また、他方では、地域主権のもと地方自治体は自らの判断と責任の下、地域の実情に沿った行政の実践が強く求められています。

##### 【男女共同参画の推進】

本村では、平成22年度に「西原村男女共同参画計画」を策定していますが、今後もこの計画を踏まえて、家庭・学校・社会における男女平等教育及び家庭・地域社会への共同参画並びに就労条件整備の推進をするため、具体的な取り組みと計画的な実施手順について検討する必要があります。

また、住民への周知及び広報を実施し、男女平等の意識の向上に努めています。

### 2

#### 基本方針

男女が共立できる生涯元気にしはらづくりのため「西原村男女共同参画計画」に基づく施策の推進によって本村の男女共同参画社会の実現に向けた体制づくりを目指します。

## 3

## 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 男女がともに参画するための基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭・地域での慣習の見直し及び意識の改革を推進し、これまで以上に、住民に広く周知を行い、男女共同参画社会の実現を図ります。</li> <li>● 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。</li> <li>● 多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図ります。</li> </ul>
2. 男女がともに活躍できる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 働く場における男女平等の実現を図ります。</li> <li>● 男女の仕事と家庭生活の両立を支援します。</li> <li>● 男女がともに支える中山間地域を確立します。</li> <li>● 男女でともに担う家庭・地域生活を実現します。</li> </ul>
3. 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女がともに思いやる健康づくりを推進します。</li> <li>● 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備に努めます。</li> <li>● 女性及び男性に対するあらゆる暴力を根絶します。</li> </ul>

# 第3章 :: 高度情報化

## 1

### 現状と課題

#### 【高度情報化を取り巻く状況】

昨今の情報通信技術の発展は著しく、これらをもとにしたインターネット等の様々な情報機器は、地域や家庭の様々な分野で普及し、住民の生活は大きく変わりつつあります。

#### 【高度情報化の推進】

本村でも、平成24年度、25年度において、民設民営による光通信網を村内全域で完備していますが、今後は当該光通信網を活用した行政情報サービスの提供について検討する必要があります。

平成23年度に村のホームページのリニューアルを実施し、村の情報発信の強化に取り組んでいますが、移住・定住に関する情報サイト等、その情報内容の充実を図る必要があります。

情報セキュリティ対策については、「西原村セキュリティポリシー」の改定（H29年度）、「特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」の策定（H29年度）、「特定個人情報等取扱マニュアル」の策定（H29年度）を行い、総務省の「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」等に基づいた対応を行っています。

## 2

### 基本方針

ホームページや光通信網等の情報・通信受発信基盤の充実・活用や子どもからお年寄りまでが情報化社会に適応するための学習機会の充実に努めるとともに、情報管理の徹底を図ります。

また、行政情報の提供や移住・定住関係の情報発信に努めます。

## 3

### 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 情報・通信基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 光通信網を活用した、行政情報サービスの提供に関して、そのあり方を検討します。</li> <li>● ホームページのメニューを活用しながら、今まで以上の情報提供ができる体制を構築します。特に、移住・定住関係の情報発信については、コンテンツの充実を図り、移住・定住希望者への情報の周知を図ります。</li> </ul>
2. 情報セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● セキュリティポリシーに基づく庁内情報セキュリティ（情報資産の機密性、完全性、可用性の維持）の維持向上に努めるとともに、情報の適正な取扱いを推進します。</li> </ul>

# 第4章 :: 行財政運営

## 1

### 現状と課題

#### 【効率的な行政運営】

本村では、課長会議や課内ミーティングがまだまだ不足している状況です。また、各課における業務量の平準化を図らなければ、連携しても上手くいかないことが考えられます。

経費削減効果の高いサービスの実施の視点からの施策・事業への取り組みについては、具体的な取り組みまでには至っていません。また、当初予算要求時に各課への経費削減効果の高いサービスの視点に立った予算の要求依頼を促していますが、熊本地震後の諸対応により各事業の点検や評価まで進まない状況となっています。

また、熊本地震による事務量の増加により、業務のマニュアル化に向けた検討までには至っていない状況です。

固定資産台帳の整備が終わり、統一的基準による公会計の整備は平成29年度に完了しています。

#### 【行政評価システムの導入】

行政評価を行うシステムの導入については、熊本地震による事務量の増加により、導入における情報収集までは至っていない状況となっています。

#### 【窓口サービスの向上】

総合窓口化やワンストップサービス等の窓口サービスの向上については、複数の庁舎があるわけではなく、また、役場庁舎における窓口担当課は庁舎1階に集中しており、早期的な検討までは至っていません。総合窓口においては、各課において熊本地震による事務量の増加により検討できていない状況です。

窓口証明業務等におけるフレックスタイム制の導入については、熊本地震による事務量の増加により、導入に向けた検討までは至っていない状況となっています。

#### 【職員の資質向上】

職員のスキルアップについては、各種研修会にはグループウェアの掲示板で全職員に情報を提供していますが、熊本地震による事務量の増加により研修の参加者が少ない状況となっています。

#### 【情報公開・個人情報保護】

情報公開及び個人情報保護については、「西原村情報公開条例」・「西原村個人情報保護条例」に基づき対応しています。

#### 【歳入の安定化】

本村での歳入における健全化対策としては、収税対策として、滞納者の不動産等の差押えや阿蘇郡市7市町村・熊本県による併任徴収等、徴収体制強化に向けた取り組みにより収納率は微増傾向にありましたが、平成28年の熊本地震の影響で、平成28年度は大きく税収が減少しました。

その後、税収は回復傾向にはあるものの、今後ますます村税等の自主財源確保が重要になります。なお今後も、徴収体制のさらなる強化と新たな滞納者を増やさないことが重要になります。

### 【歳出の適正化】

歳出においては、旅費、消耗品、公用車等の見直し、補助事業等の活用による投資的経費の削減等を行っていますが、各種団体に交付している補助金の削減については具体的な取り組みには至っていません。また、職員数の削減に取り組んでいましたが、熊本地震対応のため一般職員・任期付職員・自治法派遣職員の増員のため人件費は増加している状況です。なお、財源不足への対応については基金の増額等で対応を図っています。

熊本地震後の財政の見通しについては、復旧復興事業を取り込んだ中期的な財政見通しを算出し、平成37年（2025年）度までの村の収支状況を見通すことができています。

### 【手数料・施設使用料及び補助金、負担金の見直し等】

手数料・施設使用料の調査、負担金の見直し、特定目的基金の他の基金との統合、廃止等については、具体的な取り組みには至っていない状況です。当初予算要求時に各課への見直しを検討するように依頼していますが、熊本地震後の諸対応により見直しまで至っていないのが現状です。

## 2

### 基本方針

総合窓口化やワンストップサービスをはじめ行政サービスの向上、事務事業の量に応じた職員の適正配置、職員の資質の向上等による適正で効果的な行政を推進します。

また、増収対策とあらゆる面での徹底した経費の節減に取り組むとともに、効果的な財源配分を行い、財政状況の改善を図ります。

## 3

### 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 効率的な行政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員への情報提供を行い、一層のスキルアップのため、熊本県市町村職員研修協議会、市町村アカデミー等への派遣研修や、他の公共団体との人事交流等を促進します。なお、参加には自主性を重んじていますが、指名制等も検討します。</li> <li>●課長会議や課内ミーティングを無駄なく行い、情報の連絡を常に行います。また、各課間や職員間の事務量の平準化を行い、皆が協力し合える体制づくりを進めます。</li> <li>●基本的・標準的な施策・事業については、マニュアル化を図り、部署異動後の対応や業務の標準化・効率化を図ります。また、人事評価による業務目標作成により職員の業務遂行能力を図りやすくするため、今後各課においても事業目標の作成を促進します。</li> </ul>



主要取り組み施策	取り組み内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各課自らが事業内容の点検・評価を行い、その評価を踏まえて整理、検討した上で効率的な行政運営を図ります。</li> <li>● 経費削減効果の高いサービスの実施の視点から、施策・事業の見直しを行います。</li> <li>● 新地方公会計による様々な諸表の情報分析により、今後の財政の効率化・適正化を図り、資産管理や予算編成・政策評価等に活用します。</li> <li>● 庁内の業務集約や体制構築を含めた検討を行い、窓口業務において、どのようなワンストップサービスが必要なのかを全庁的に検討します。また、総合窓口化については限りある職員数での対応の可能性を検討します。</li> <li>● 窓口証明業務時間を朝夕延長することは住民に対してのサービスにつながるため、小規模自治体で可能なのか、職員の負担がどうなるのかを検証します。</li> <li>● 「西原村個人情報保護条例」に基づく個人情報の保護対策を踏まえた情報公開の充実に努めます。</li> <li>● 行政評価を行うシステムの導入については、限りある財源を有効に活用しながら、行政サービスの質を向上させるため、他団体の活用状況等を参考にしながら導入までの情報や利活用情報を集めます。</li> </ul>
2. 健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 村税の収納率向上に向け、新たな滞納者を増やさないため、給与の特別徴収事業所の増加及び普通徴収の口座振替加入を推進します。</li> <li>● 徴収体制については、阿蘇郡市7市町村・熊本県との連携強化、滞納整理アドバイザーの活用等、「自主納付の村づくり」の実現に向け、徴収体制の強化に努めます。</li> <li>● 地域企業の育成や企業誘致に関しては、継続して相談対応し、自主財源の確保に努めます。</li> <li>● 様々な行財政改革に取り組み、先を見通しながら財政運営の健全化を図ります。</li> <li>● 手数料・施設使用料の近隣市町村の状況を把握し、また、課すべきにもかかわらず徴収していない事務については、積極的に検討します。</li> <li>● 補助金・負担金については、その妥当性を検討し存続意義が薄れているもの等の検証を行います。</li> </ul>

# 第5章 :: 広域連携

## 1

### 現状と課題

#### 【広域行政を取り巻く状況と広域連携の推進】

高度経済成長期以降の交通網の整備や近年の情報通信手段の急速な発達・普及によって、住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用等広域的なむらづくりや施策に対するニーズが高まってきています。

さらに、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化するとともに広域化する行政課題への的確な対応に迫られています。

また、個々の基礎自治体は規模、地理的条件等の事情が異なるため、事務事業によっては、広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、複数の自治体が協力して実施することで、より効率的で、かつ質的にも向上した事務処理が可能となります。

本村では、現在、し尿処理は阿蘇広域行政組合で、ごみ処理は、益城クリーンセンター（嘉島町・益城町・西原村）でそれぞれ行っています。

し尿処理については、熊本地震により蘇水館が被災しましたが、早期に復旧工事を行いました。

ごみ処理については、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、広域処理施設整備に向け取り組んでいましたが、建設予定地決定を受け、建設地が現有施設より遠隔地となることから村議会から住民の理解が得られないとの要望書が提出され、検討した結果、協議会からの離脱を決定しました。

一方、熊本連携中枢都市圏の連携事業の取り組みを実施しており、国への各種制度の要望活動等、当該都市圏構成自治体で連携しながら実施していますが、各事業の広域連携の効果をえられるような内容の精査が必要となっています。また、より積極的な活用を図る必要があります。

## 2

### 基本方針

村単独では取り組みが難しく、非効率な業務について、周辺市町村との連携による広域組織の充実と対象業務の拡大を図り、引き続き効率的な業務の推進に取り組めます。

## 3

## 主要取り組み施策

主要取り組み施策	取り組み内容
1. 広域的行政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●し尿処理については、今後も、阿蘇広域行政組合の枠組みの中でし尿処理のさらなる効率化、合理化を図ります。</li> <li>●ごみ処理については、現有施設の対応年数期限の平成36年(2024年)末に向け新たな処理方法をあらゆる角度から検討し、処理体制の構築を図ります。</li> <li>●村単独では取り組みが難しい事案を確認検討し、他市町村との協力体制をより深いものにするため、熊本連携中枢都市圏協議会での連携事業等の協議を継続します。【重点】</li> </ul>

指標名	実績値 (2017年度)	目標値 (2019年度)
連携協約事業の実施数	35 (H29)	38 (H31)



## 第3部

# 資料編





第1編

# 基本構想



# 第1章 :: 計画の概要

## 1 計画の目的と役割

### (1) 計画の目的

第5次西原村総合計画は、第4次総合計画の実績と評価を踏まえて、平成26年度（2014年度）からはじまる新しい西原村のむらづくりの指針となることを目的として策定します。

### (2) 計画の役割

本計画は、以下のような役割を持っています。

- 住民と行政が西原村の現状、課題、将来の予測に関する情報を共有するための役割
- 時代の流れを認識し、将来目標達成に向けての政策を明らかにする役割
- 住民と行政の協働によるむらづくりの指針としての役割
- 国、県、広域圏及びその他関係機関と連携・協力するための役割

## 2 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、平成35年度（2023年度）を目標年度とします。

### (1) 基本構想

基本構想は、本村の現状とむらづくりの課題を踏まえ、目指すべき村の将来像とこれを実現するための施策の基本的な方向を示すものです。基本構想の期間は、平成26年度（2014年度）を初年度とし、平成35年度（2023年度）までの10年間とします。

### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したもので、実施計画の基礎となります。

基本計画の期間は、前期5年、後期5年の10年間としますが、急激な社会情勢・経済情勢の変化により計画を見直すこともあります。

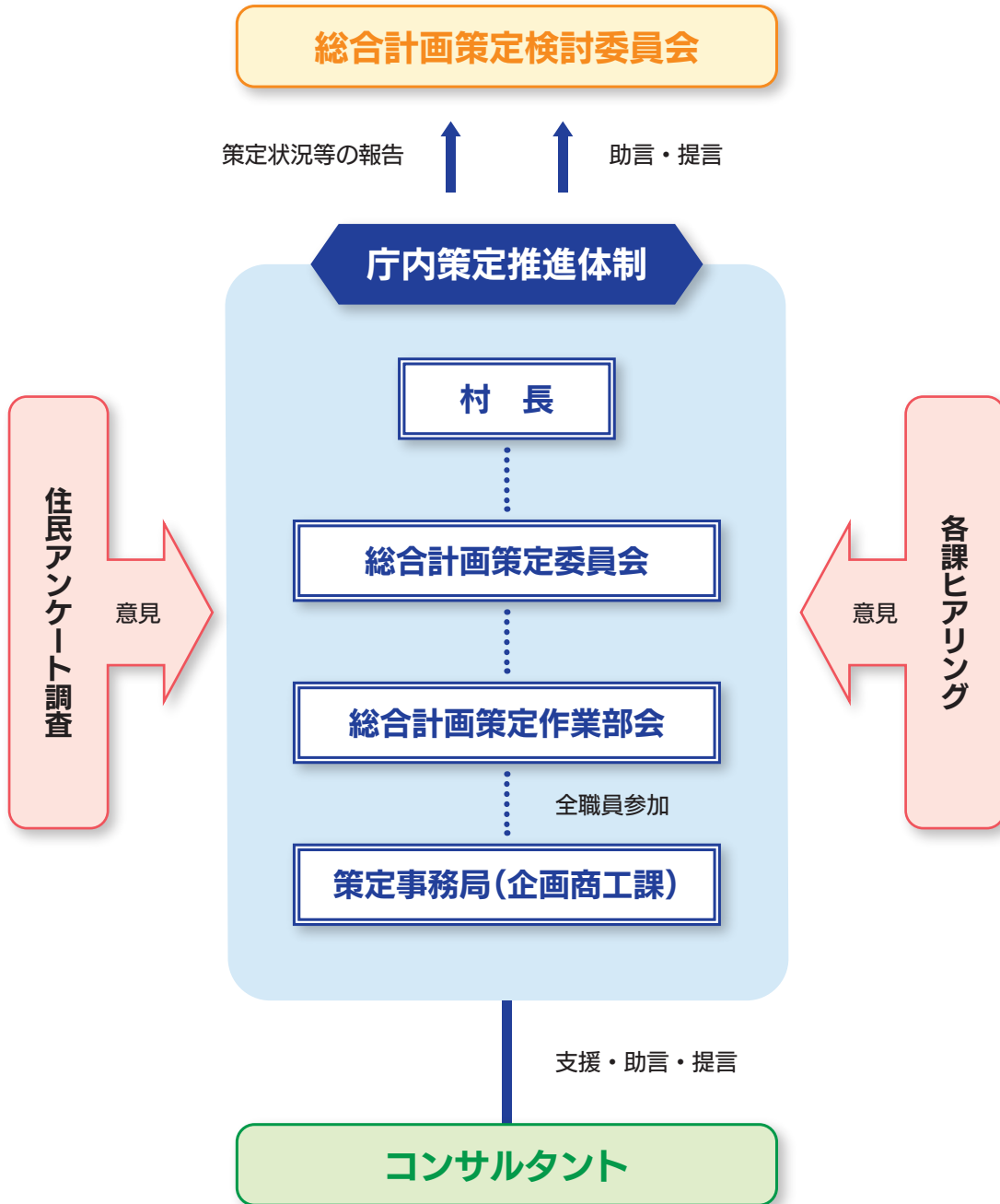
### (3) 実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施年度や事業量、実施方法を具体化したものです。

実施計画の期間は3年とし、毎年ローリング方式により計画を策定していきます。

また、効果的かつ効率的な行財政運営を継続的に改善するため、計画に掲げられる施策や事業を対象とし、その必要性や有効性を評価していきます。

### 3 計画の策定体制



## 第2章 :: むらづくりの目標

### 1

#### 基本的な考え方

「“むらづくり”とは、まず自然、景観、文化等の環境が整うことによって、住民の心が豊かになっていること」と考えられます。

西原村においては、西原村に暮らすすべての人々が幸福な人生を送れるような環境を整えることによって「むら」の活力・元気・魅力を生むことといえます。

- ⇒「環境」とはすべての人々の暮らしを包む自然、景観、文化等の総称
- ⇒「活力・元気」とは経済的なことだけでなく、基本は心の豊かさ

つまり、西原村のむらづくりを進めていくにあたっては、様々な施策の取り組みを通して、住民が物質的あるいは精神的な幸せを感じることも、もっとも大切です。

そのため、人口増が進む本村においては、熊本市等他都市からの移住人口や大観光地阿蘇への流入人口との交流は不可欠であり、定住人口だけでなく、交流人口を増やすことによって、地域の活力を高めていこうという意識を強めることが必要です。

本村の施策も「住んでよし」の追求はもちろんのこと、「訪れてよし」の追求もともに意識していかなければなりません。

このように、住民だけでなく、村外の人々も含め、「幸せ」を実現していくためには、目標年度である平成35年度（2023年度）に、本村がどのような状態になっていることが望ましいかを明確にする必要があります。

そのために、「住みやすいむら」「訪れてみたいむら」「みんなでつくるむら」の3つの視点を、第1部で明らかになった本村の主要課題が解決された望ましい状態としての「将来像」として設定します。

そして、その状態に到達したときのむらの姿を「基本理念」として表現し、住民・民間・行政等、本村のすべての構成主体が、協働してその実現を目指していきます。

## 2

## 将来像

むらづくりの主要課題が解決された状態を、「住みやすいむら」「訪れてみたいむら」「みんなでつくるむら」という3つの視点から整理し、「将来像」として設定します。

## 将来像1

## みんなが安心して暮らせるむら

## 将来像が実現されると…

- ◆緑豊かな森林がきれいな水を育み、美しい自然の中で生活できる喜びを感じています。
- ◆日々、安全で安心に、楽しく暮らしています。
- ◆子どもを産み育てられる環境が整い、子どもたちも元気に健やかに育っています。
- ◆高齢者や障がいをもつ方々が生きがいもち、いきいきと暮らしています。

## 将来像2

## みんなに選ばれ、訪れるむら

## 将来像が実現されると…

- ◆熊本都市圏からの近さやすばらしい農村景観や生活環境に魅力を感じて、移り住む人が絶えません。
- ◆豊富な観光資源とそれに伴うにぎわい空間が整備され、たくさんの方が訪ねてきます。
- ◆特産品等が広く知れ渡り、活発な経済交流が行われています。

## 将来像3

## みんなでつくるむら

## 将来像が実現されると…

- ◆住民参加の機会や情報の共有の機会が増えています。
- ◆ボランティア活動関連の取り組みが一層進んでいます。
- ◆住民と行政が協力したむらづくりが進んでいます。

## 3

## むらづくりの基本理念

3つの「将来像」が実現されたときの西原村の姿を、「基本理念」としてわかりやすく示すことによって、住民、地域、企業、行政が一体となって、これからのむらづくりを進めます。

## 基本理念

みんなに愛され、みんながあこが憧れる にしはらむら

10年後の本村は、「みんなが安心して暮らせるむら」として、住民から愛されています。そして、村外の人からも「みんなに選ばれ、訪れるむら」として愛されるようになっています。

さらに、みんなから愛されるむらが、「みんなでつくるむら」としてみんなで支えられていることによって、住民の西原村に対する愛着や誇りは一層強くなっています。

この「みんなに愛され、みんなが憧れる にしはらむら」という基本理念は、これら3つの将来像に共通するむらづくりの姿を示しています。

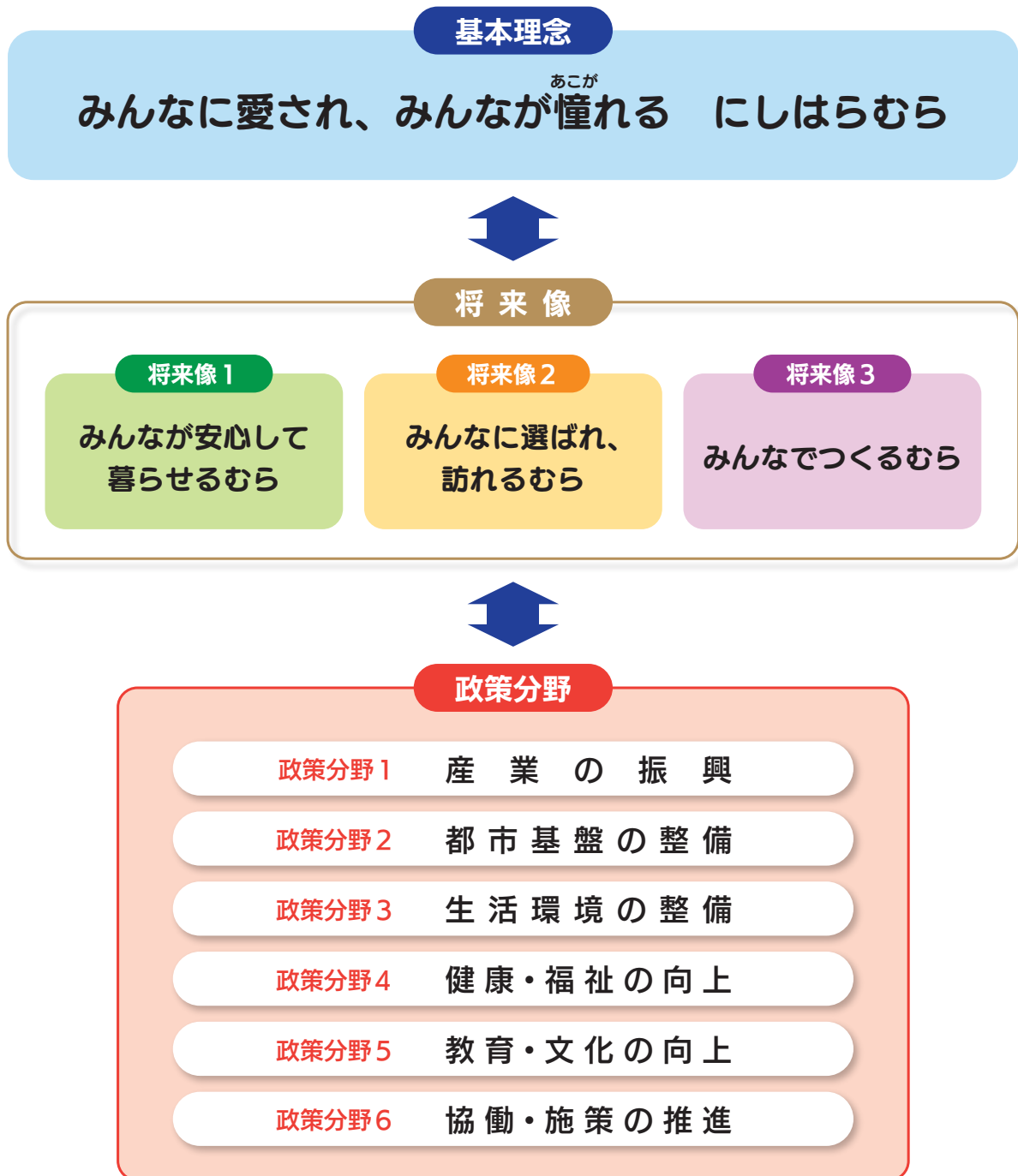


# 第3章 施策の大綱

## 1

### 施策の体系

3つの将来像を実現するために必要な施策の基本方向を、政策分野別に「施策の大綱」として定め、諸施策の体系的・総合的な推進を図ります。



## 2

## 政策分野別施策の大綱

本計画では、3つの将来像を踏まえた上で、各政策分野別に取り組むべき基本施策の基本的方向（施策の大綱）を定めます。

**(1) 産業の振興**

老朽化した農業施設の改修や農地利活用対策の推進等生産基盤の整備を進め、担い手の確保や地域の特性を活かした主要農作物の流通体制の構築等、生産性、収益性の高い農林業の振興を図ります。

また、異業種間交流や経営者支援の充実及び農業、観光との連携等による地場企業の育成を図るとともに、景気動向に配慮した企業誘致の継続的な取り組みを推進します。

観光資源間のネットワーク化や阿蘇地域の周遊ルートのあり方について、本村の持つ多様な地域資源の活用を通して再検討するとともに、実現のための体制強化についての継続的な取り組みを推進します。

**(2) 都市基盤の整備**

適正な開発行為の実効的な運用強化を図るとともに、美しい街並み景観や農村景観に配慮した、計画的な土地利用への取り組みを推進します。

自然を活かした一般村道の計画的な改良を推進し、生活に密着した安全で人にやさしい道路整備を推進します。

また、福祉タクシーシステムの充実を通して公共交通の維持存続を図り、住民の移動の利便性を確保します。

**(3) 生活環境の整備**

宅地供給については、農業振興地域整備の見直し等計画的な供給が可能な施策の検討を行うとともに、公営住宅については「西原村公営住宅等長寿命化計画」に基づく維持・管理に努めます。

老朽管の計画的な更新や水道施設の点検・修理（改良）、水道料金格差是正等への取り組みの充実等を通して安全で安定した水の供給を図るとともに、浄化槽の普及促進に努めます。

また、ごみの減量化・再資源化等による循環型社会の形成を促進します。

自然工法等による河川環境の整備の継続的な取り組みを推進します。また、太陽光や風力等新エネルギー対策への取り組みを推進します。

防災対策については、防災行政無線等の防災情報ネットワークの整備強化を図るとともに、地域防災訓練の充実等地域における迅速に対応できる消防・防災体制づくりを進めます。

また、交通安全施設の整備を含め警察、学校その他関係機関との連携による地域一体となった交通安全対策と防犯対策を推進し、村民が安心して暮らせる安全・安心の村づくりの実現を目指します。

特に、防災対策については、今後整備を進める総合体育館を防災避難拠点として位置づけ、村役場との連携による防災機能の充実を進めます。

#### (4) 健康・福祉の向上

特に若年世代への定期的な健康診断や生活習慣病予防対策の必要性への啓発を含めた各種保健事業や母子保健事業の充実を通して、心と体の健康づくりを進めるとともに、住民の命を守るため、救急体制及び安心して広域医療サービスの充実に努めます。併せて、総合体育館の整備に合わせ住民全体の健康づくりに寄与するプログラムやイベントの開催等運用面の充実を図ります。

高齢者や障がい者及び子育て等の支援を必要とする住民の総合的な支援を身近な地域で行える地域福祉を実現します。

地域包括ケアシステムの充実が、今後強く求められる中、介護予防をはじめ高齢化社会に配慮したデイサービスを中心とした在宅福祉サービスの充実や生きがい対策の充実等総合保健福祉対策を推進し、みんなで助け合い高齢者がいきいきと、幸せに暮らす長寿社会の実現を目指します。

子ども・子育て支援新制度による新しい取り組みを通して、子どもの人権の十分な尊重や地域の人材を活かした子育て家庭への支援を含め健やかに生まれ育つことができる多様で利用しやすい子育てサービスを充実します。

障がい者の自立生活を支援する総合的な福祉サービスの充実や社会参加、雇用・就労を促進するとともに、住民が障がい者に対する理解を深め、ともに支え助け合える住みやすいむらづくりを目指します。

国民健康保険制度の健全化とともに、国民年金制度の正しい普及・啓発及び要介護高齢者や介護家族等の福祉ニーズに的確に対応した介護保険制度の充実に努めます。

#### (5) 教育・文化の向上

これからの西原村を背負っていく子どもたちに対しては、学校教育への地域の支援は欠かせません。そのため、地域社会から信頼される地域に開かれた学校づくり、地域での支援体制づくりに向けた人材の発掘・育成に努めます。併せて、基礎学力の向上に努めます。

特別支援教育や不登校対策に向けた専門的な知識や技術を持つ人材の確保とともに、教育相談体制、特別支援教育の充実を図り、「生きる力」「豊かな感性」を持つ児童・生徒の育成に努めます。また、計画的な学校施設・設備等の充実に努めます。

生涯学習センター「山河の館」を活用した多様な生涯学習機会の充実により、誰でも、いつでも学習できる支援体制づくりを進めます。

特に、生涯学習は地域の活性化や地域の社会風土に与える影響は大きく、その必要性の啓発を推進するとともに、住民ニーズを的確に捉えた支援策に取り組みます。

安全で安心して子育てをするためには、保護者に対する多様な機会を通じた家庭教育の取り組みが重要であり、教育行政と子育て行政の連携による保護者啓発や子育て支援策の充実

を図ります。

本村の長い年月の中で培われてきた歴史や文化の継承とともに、将来の文化発展に寄与する文化活動や文化財保護・保存・活用を推進します。

特に、村内に居住する多くの芸術家との連携は、本村独自の文化活動を育てていく上で欠かせない取り組みです。

また、地域振興の面からも21世紀型の生活文化の創造として、本村の持つグリーンでかつクリーンなイメージを持続させるため、「にしはら自己啓発の日」を背景に、教育づくり・健康づくり・福祉づくり・環境づくり等様々な面で自分を高めることが必要であり、この「グリーン・クリーン」な生活文化に対する住民の意識の高揚を図っていきます。

同和問題をはじめとするあらゆる人権侵害・差別問題をなくしていくための人権・同和教育及び啓発の継続的・計画的な取り組みを「西原村人権教育・啓発基本計画」を踏まえて進め、すべての行政施策を人権施策として踏まえた人権行政を推進していくことで、心豊かな人権のむらづくりを目指します。

さらに、歴史・文化・スポーツ等を通じた自主的な地域間交流、本村の歴史・文化や観光資源を通じた新たな発見をもたらす国際交流等の多様な交流環境づくりを進めます。

特に、住民がスポーツに親しめる環境の充実を図るとともに、本村のスポーツ振興や健康づくりの拠点として、新たな総合体育施設等の整備に取り組みます。

## (6) 協働・施策の推進

「住民主役」という視点のもと、住民・民間・行政が、お互いの立場を認め尊重することを基礎に、自立した対等の立場で協力し合う「協働のむらづくり」を推進します。

これからの協働のむらづくりに欠かせない地域力の醸成においては、地区公民館活動を核とした地域づくり団体や地域リーダーの育成、そのための補助金等支援策の充実を図ります。

男女が、社会の対等な構成員として互いを尊重し認め合い、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別にかかわらず能力に応じて利益を享受することができる社会の構築を目指します。

ホームページ等の情報・通信受発信基盤の充実や子どもからお年寄りまでが情報化社会に適應するための学習機会の充実に努めるとともに、個人情報保護法の理念を踏まえた情報管理の徹底を図ります。

また、中長期的な視点に立って持続可能な財政基盤の確立を目指すとともに、行政評価制度導入を視野に入れた行政サービスの向上、事務事業の量に応じた職員の適正配置、職員の資質の向上等による適正な行財政を推進します。

さらに、周辺市町村との連携によるごみ処理対策等のための広域組織の充実を図ります。

# 用語解説

## あ行

### ●アクセス

もともとは接近という意味。施設や目的地などへ到着する方法や手段の意味で用いられることが多く、交通アクセスなどと使われる。

### ●EM

EM (Effective Microorganisms、有用微生物群) とは、1982年に琉球大学農学部教授 比嘉照夫が開発した微生物資材およびその関連商品の商標。

### ●異業種交流

新たな製品開発や事業展開を生み出すために、事業分野を異にする企業や人が交流し、情報交換や共同研究をすること。

### ●稲発酵粗肥料

稲の子実が成熟する前に、子実と茎葉を一体的に収穫・密封し、嫌気的条件下のもとで発酵させた貯蔵肥料。

### ●インターネット

全世界に無数にあるコンピュータのネットワークを、電話回線などを使って接続し、サービスや情報を提供する仕組み。

## か行

### ●介護保険事業計画

介護保険事業の円滑な実施のために定める、介護サービスの見込量の確保のための方策、サービス事業者間連携確保などの向こう5年間の目標。保険料に合わせて3年ごとに見直される。市町村介護保険事業計画と都道府県介護保険事業実施計画がある。

### ●外来種

自然に、あるいは観賞用、有用種として人為的に外国から入ってきた生物の種類をいい、在来種に対して用いられる。

### ●合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

### ●キーパーソン

コミュニティ、人間関係の中で、とくに大きな影響を全体におよぼす、「鍵となる人物」のこと。

### ●行政評価制度（システム）

政策、施策及び事務事業について、成果指標等を用いて、有効性又は効率性を評価すること。

### ●ランドデザイン

壮大な図案、設計、着想。長期にわたって遂行される大規模な計画のこと。

### ●グループワーク

グループ活動を通じて、個人や集団の抱える問題により効果的に対処できるよう人々を援助する社会事業の一つの手法のこと。

### ●グリーンツーリズム

都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

### ●コミュニティ

人々が助けあいの意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。

### ●コミュニティスクール

保護者や地域住民が一定の権限を持って運営に参画する新しいタイプの公立学校。



## ●コンテンツ

インターネットにおいてはホームページ内の文章や画像、動画や音声などを指す。

## さ行

## ●自主財源

県や市町村が、国に依存しないで独立に調達できる財源であり、地方税のほか、手数料・使用料・寄付金などが含まれる。

## ●システム

目的を達成するために、個別の要素を組み合わせた仕組み。情報システム、行政システムという使い方をする。

## ●循環型社会

製品の再生利用や再資源化など、資源の有効活用を目指す社会。2000年（平成12）、生産者に廃棄物の最終責任を求める循環型社会形成推進基本法が制定された。

## ●準都市計画区域

市街化が進行していたり、今後進行する可能性が大きいとみられる区域を対象に、無秩序な開発を防止して良好な環境を維持するために、都道府県が指定するもの。

## ●シンポジウム

一つの問題について、数人の人が意見を発表し、それについての聴衆の質問に答える形で行われる討論会。公開討論会。

## ●スキルアップ

仕事などで必要な知識やスキルや資格や技術などを習得すること。

## ●スローフード

食生活を大切にするという発想から生まれた言葉。ゆっくりと時間をかけて食事をすることで、食材や料理について考えたり、一緒に食事をする人との会話を楽しむこと。

## ●セキュリティポリシー

企業や組織におけるコンピュータのセキュリティに関する方針や行動指針・ルールのこと。

## ●総合型地域スポーツクラブ

文部科学省が提案する生涯スポーツのモデルで、中学校区程度の地域住民を対象としたクラブ員相互の自発的、自主的な活動による複数の種目を包含した住民のスポーツの場。

## た行

## ●タイアップ

手をつないで力を合わせること。提携すること。

## ●団塊の世代

第二次大戦直後数年間（主に昭和22年～24年）のベビーブーム時に生まれた世代。

## ●男女共同参画社会

男女の区別なく、互いに対等な社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、個性と能力を十分に発揮することができる社会のこと。

## ●地域包括ケアシステム

自治体や医療機関などが協力し合って、地域住民へ保健や医療、介護、福祉などのサービスを提供する仕組みのこと。

## ●地域包括支援センター

高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。

## ●地産地消

地元でとれた生産物を地元で消費することであり、近年、食材に対する安全志向の高まりを受けて、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。



## ●中山間地域

平地の周辺部から山間地に至る、まとまった平坦な耕地の少ない地域。

## ●デジタル教科書

デジタル化された教科書。教科書およびノートや鉛筆などを電子機器に置き換え、義務教育の課程に導入しようというもの。

## ●特別支援教育

障がいを持つ児童・生徒の自立と社会参加を支援するための教育。

## ●ドライ化（調理場等）

「調理作業の際にドライで維持すること」を目的とし、洗浄後は速乾するような床材、床構造（排水系含めて）のこと。

## な行

## ●ネットワーク

施設や道路、組織などを連絡させ、実効性や効果を高めるための仕組み。交通ネットワーク、情報ネットワークなどの使い方をする。

## は行

## ●発達障害

生まれつき脳機能の発達のかたよりによる障害です。その症状は外見から分かりにくく、周囲とのミスマッチから社会生活に困難が発生することがある。

## ●パブリックコメント

行政の政策立案過程で国民の意見を聞く制度。

## ●バリアフリー

「障壁のない」の意。建物や道路などの設計で、段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障がい者に配慮をすること。

## ●M 2.5

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒子の直径が2.5マイクロメートル以下の物質の総称。物質の種類は問わず、自然由来の粉塵や、NO<sub>x</sub>（：窒素酸化物）やSO<sub>x</sub>（硫黄酸化物）などの人為的に排出されたガス（排ガス）などが含まれる。

## ●フォーラム

公開討論会

## ●フレックスタイム

定められた総労働時間数を勤務すれば、始業・終業時間は任意に決められる制度。

## ●ホームページ

もともとはインターネットに接続して最初に見える画面を指すが、インターネット上に公開されているページ全体を指すようになった。

## ●ボランティア

無報酬で社会に有益な活動に参加すること。一方、若干の謝礼を受け活動することを有償ボランティアという。

## ま行

## ●マニュアル化

作業などで手引きを作成し、誰でも同じ手順や効率で作業できるようにすること、などの意味の表現。個人の技量に依存しない業務体制作りのひとつ。

## ●メディア

新聞・ラジオ・テレビ、インターネット・携帯電話などの通信・報道媒体のこと。

## や行

### ●ユニバーサルデザイン

障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

## ら行

### ●ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

### ●ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のこと。

### ●リサイクル

一度使ったものを再利用したり、再生したりすること。資源の有効活用や環境保全、ごみの減量化などの観点から、その推進が叫ばれている。

### ●リニューアル

施設などの改修。

### ●ローリング方式

施策や事業について、毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれを防ぐやり方。

## わ行

### ●ワンストップ

複数のジャンルにまたがる買物やサービスの利用など全ての目的を利用者が1箇所で便利にすませること。

## 西原村第5次総合計画後期基本計画策定検討委員

敬称略

	氏名	団体等名	備考
1	宮田 勝則	西原村議会 議長	会長
2	桂 悦朗	西原村議会 総務福祉常任委員長	
3	林田 直行	西原村議会 産業教育常任委員長	
4	竹下 良一	西原村 教育長	
5	坂田 善昭	西原村農業委員会 会長	副会長
6	米田 元茂	西原村民生委員児童委員連絡協議会 会長	
7	中島 邦博	阿蘇農協 西原中央支所担当理事	
8	内田 敏則	西原村商工会 会長	
9	泉田 元宏	西原村社会福祉協議会 事務局長	
10	山田 政晴	西原村 山西地区区長代表	
11	山隈 輝晃	西原村 河原地区区長代表	



## 熊本県 西原村

発行年月／平成31年3月

発行／西原村役場

〒861-2492 熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259番地  
TEL.096-279-3111 FAX.096-279-3506  
<http://www.vill.nishihara.kumamoto.jp>